

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充
内閣02	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長
内閣03	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設
内閣04	特定収入に係る消費税制上の所要の措置
内閣05	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長
内閣06	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設
内閣07	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設
内閣08	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和
内閣09	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長
内閣10	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充
内閣11	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設
内閣12	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例
内閣13	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設
内閣14	浸水防止用設備に係る特例措置の創設
内閣15	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
内閣16	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
内閣17	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設
内閣18	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設
内閣19	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充
内閣20	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充
内閣21	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充
内閣22	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充
内閣23	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充
内閣24	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置
内閣25	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置
内閣26	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、企業再生税制について、平成22年度3社、23年度2社、24年度5社、登録免許税について、平成22年度2社、23年度6社、24年度1社と把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される支援対象の過去の実績から想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「税制上の所要の措置を講じることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、25年3月の機構法改正により新たな業務方法が追加されていることなどから、特例措置の一部拡充を要望するもの。
- 法改正により、新規業務も加えた上での今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。（なお、昨年度の税制改正要望時の目標と今回の目標は同じ）
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 企業再生税制の旧機構2件、当機構4件及び登録免許税の旧機構7件の件数については、あくまでも本租税特別措置が認められていれば適用することができたであろう件数である。現在のところ、本租税特別措置は認められていないため、本スキームに係る過去の実績はない。
 - ・ これまでの租税特別措置の適用実績は以下のとおりである。

（企業再生税制）	平成22年度：3社（16,136百万円）
	23年度：2社（5,512百万円）
	24年度：5社（62,939百万円）
（登録免許税）	平成22年度：2社（11百万円）
	23年度：6社（21百万円）
	24年度：1社（1百万円）
 - ・ 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わり得るものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、所期においても本租税特別措置に係る適用数等の想定は行っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 総支援件数を年間21件と試算しており、
- ・ 企業再生税制の各年度の適用見込件数は、21件×57.1%＝11件
 - ・ 登録免許税に係る措置の各年度の適用見込件数は、21件×25.0%＝5件
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構に係る特例措置の拡充 (国18)(法人税・義・登録免許税・外) (地17)(法人住民税・事業税・義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	1. 企業再生税制の適用の拡大 平成25年3月の機構法改正により、地域経済活性化支援機構(以下、「当機構」という。)が再生支援決定を行う際、関係金融機関等に対する買取申込み等の求め方の一つとして、新たに当機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行うことを求める方法が追加されたことから、当該方法により関係金融機関等からの同意を得た事業再生計画に従って金融機関等により債務免除等が行われた場合も、企業再生税制の対象とすること(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第2項)。 2. 登録免許税の減免または軽減措置の拡大 現状当機構に認められている登録免許税の非課税措置の適用要件については、当機構が債権買取により担保権を移転した場合に限定されているが、以下の場合にも適用要件を拡大すること(地域経済活性化支援機構法第60条)。 ① 債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の移転 ② (担保権の移転ではない)債権買取もしくは債権買取の代替としてのリファイナンスによる担保権の抹消・再設定又は新規貸付による担保権の新規設定
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1. 企業再生税制 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成21年度:本措置の拡充を要望し認められた。 ・平成25年度:企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の改組に伴い、当機構においても引き続きその対象とすること及び適用要件の緩和を要望し認められた。 2. 登録免許税の非課税措置 ・平成20年度:本措置を初めて要望し認められた。 ・平成25年度:旧機構の改組に伴い、当機構においても引き続き非課税措置を認めること及び適用範囲の拡充を要望し認められた。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な

		企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた企業再生税制の特例及び登録免許税の非課税措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、今回更に法改正による業務の拡充に併せて税制上の措置を拡充することにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。 このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
8	有効性等	① 適用数等 1. 企業再生税制について 上記「要望の内容1.」の機構が債権買取を前提とせずに債権者間調整のみを行う場合に該当する見込み件数は58件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② スポンサー案件等債権買取後、短期の処分が見込まれ債権者調整のみのニーズがあったと想定される件数

	<p>旧機構:2件(7.1%)、当機構:4件(57.1%) ※当機構への改組後、旧機構と比して債権者間調整のみを行うニーズが高まっている</p> <p>③ 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの案件の持込みが見込まれる。 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6公表) ・DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計 : 110件</p> <p>④ ③×57.1%(※②より)=58件 (注)ただし、企業再生税制の適用が必要となる直接放棄案件だけではない。</p> <p>2. 登録免許税の減免または軽減について 上記「要望の内容2.」の①及び②に該当するスキームの見込み件数は25件以上</p> <p>【算出方法】 ① 旧機構において本スキームに該当した件数 : 7件(25.0%) ※今回の税制改正要望が認められた場合、本スキームの活用が大幅に増加することが見込まれる ② 今後、当機構で見込まれる支援決定件数 : 100.8件(※上記1.③より) ③ ②×25.0%(※①より)=25件</p>
②: 減収額	<p>再生支援対象事業者の規模や財務状況により、債務免除益や資産評価損益、期限切れ欠損金の金額は大きく異なるほか、担保に供している不動産等の数も異なることから、減収見込み額を算出することは困難。</p>
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑にする税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の所要の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 平成24年度補正予算において、改正法に基づく地域経済活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、あくまで当機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援機関を通じて当機構の財産基盤を維持しつつ、当機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 税制上の所要の措置を講ずることにより、企業再生業務を更に一歩進めた形で円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長	府省名	内閣府
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地域経済活性化支援機構による再生支援（決定）件数）は、企業再生税制や登録免許税の減免等、他の政策手段の効果や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成23年度から25年度）の実績（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値を示して説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる」と政策目的が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成25年度の税制改正要望において、旧機構の改組に伴い当機構においても引き続き特例措置の適用が認められており、今回の要望は、期限が切れる当該措置を当機構が業務終了により解散するまで（最長で34年度まで）延長するもの。
よって、今回の目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）は、当然に前回の目標と一致しており、当機構が業務完了により解散するまで（最長で平成34年度まで）継続して達成すべき目標である。
- ④⑥ 適用数等の実績把握及び将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 本件にかかる特例措置の要望事項は、「法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の延長」であり、これまでも年度ごとに特例措置を適用している（法人事業税の資本割という性格上、毎年度1回適用される）。
 - ・ 地方税法に基づき把握される情報により、地方税法附則第9条を根拠に18,129,800千円の適用を確認している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
毎年度1回適用されるものであるため、所期の想定とかい離していない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 過去の減収額は、平成23年度：15百万円、24年度：2百万円、25年度：19百万円。平成24年度の減収額については、個別支援先に対する貸付金・保証が株式に切り替わったため、減収額が小さくなっている。
 - ・ 各年度とも、資本割に係る特例措置がなかった場合における資本金額に税率を乗じて算定した額から、資本金の額を20億円とする特例措置を講じて算定した額を差し引き、算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域経済活性化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の延長 (地22)(法人事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)については、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が講ぜられており、本件は当該措置の延長(当機構の業務完了により解散するまでの期間(最長34年度まで))を要望するもの(地方税法第72条の12第1項第1号、地方税法附則第9条第11項)。
3	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、平成21年4月1日から旧機構の業務完了期限である26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、現行の特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 今回の要望は、実質的に1回目の延長要望である。
6	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成26年度～(最長)34年度)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域経済活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に旧機構の抜本的改組及び機能の拡充を行った。 平成25年度税制改正要望において、旧機構が受けていた当該特例措置を引き続き当機構にも適用することが認められたが、その適用は平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限られている。今回延長の措置を講ずることにより、当機構において、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。 《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。

		このため、旧機構の名称変更、新規業務追加等を行う「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下、「改正法」という。)を第183回通常国会に提出。平成25年2月に成立、同年3月に施行され、当機構が業務を開始した。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 5. 経済財政政策の推進 【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域経済活性化支援機構による再生支援(決定)件数の増加 ・支援決定件数:(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。
		8 有効性等 ① 適用数等 今後、当機構で見込まれる支援件数は約101件。 【算出方法】 ① 全体の支援件数実績(平成25年7月末現在) 旧機構:28件(3年)、当機構:7件(4ヶ月) ② 今後、当機構で見込まれる支援件数 4ヶ月の実績7件より、年間では21件が見込まれるため、今後の総件数は、21件×4.8年=100.8件 ※ 当機構への改組後、公表の原則非義務化、支援期間の延長に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる 【参考】当機構が公表している現在調整中の案件について(H25.8.6 公表) ・ DD等事業者や金融機関と具体的な協議を行っている案件 : 24件 ・ 当機構と相談中で、金融機関等において調整中の案件 : 86件 計: 110件
	② 減収額	各年度44百万円の見込み。 【算出方法】 ① 特例措置適用前 資本金額 23,084,800,000円×税率(東京都)0.21%=48,478,080円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円×税率(東京都)0.21%= 4,200,000円 ③ ①-②=44,278,080円

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》 平成25年7月末までに、旧機構で28件、当機構で7件の再生支援決定を行い、17件の支援を完了しており、地域経済の活性化等に一定の役割を果たしている。しかしながら、地域経済が疲弊している現状や中小企業金融円滑化法終了にかかる対応の必要性に鑑みると、改正法により事業再生に関する制度改正や地域活性化に関する機能を拡充している等、当機構がより一層、事業再生や地域活性化の役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、当機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 当該特例措置は、旧機構及び当機構ともに、その業務を遂行するためには十分な財務基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金の全額が法人事業税の外形標準の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財務基盤が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済活性化に資する。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置を講ずることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>延長の措置を講ずることにより、金融機関等から債権を買取る等の中で、再生計画を策定して債権放棄を行わせるという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地方公共団体にとって必要な措置である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	今回が初めて

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、企業活動等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（負債を早期かつ確実に返済する）の実現状況の将来予測について、定性的に「関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
- 本租税特別措置の目標値及び達成時期は、コンセッション期間の終了時において、関空の整備に要した費用に係る債務が0になることである。
 なお、コンセッション期間については、コンセッション契約（早ければ平成26年度中に締結予定）において確定される。
 - 測定指標については、貸借対照表における毎年度の負債の減少額という定量的な指標としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権対価の益金認識についての特例措置の創設 (国25)(法人税:義) (地25)(法人住民税、事業税:義) 【新設/延長・拡充】
2	要望の内容	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」）が行う関西国際空港（以下「関空」）及び大阪国際空港（以下「伊丹」）に係る公共施設等運営権の設定に対する対価について、存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識する。
3	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室 (国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室が主要望部局となる共同要望)
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	関空・伊丹（以下「両空港」）に係る運営権の設定期間中
7	① 必要性等 ② 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業の早期事業化を実現させ、「今後10年間で2～3兆円の公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」の普及に弾みをつけることで、公的負担の軽減を図りつつ、民間投資も喚起し、官民連携によるシナジー効果を高め、経済再生や豊かな国民生活に資するインフラの整備・運営・更新を実現する。 ・関空を運営していた関西国際空港株式会社は、同空港の海上建設により多額の事業費を要したこと等の理由から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、4千メートル級の滑走路を2本有し、完全24時間運用という関空本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することが困難な状況となっていた。 ・こうしたことから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大を目的として、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号。以下「経営統合法」）に基づき、新関西会社の下で、平成24年7月1日に関空と収益性に優れた伊丹との経営統合が行われた。 ・上記目的を達成するため、経営統合法では、両空港に係る公共施設等運営権の設定（以下「コンセッション」）を適時かつ適切な条件で実施することを新関西会社の責務として定めている。 ・このため、同社は、LCC（格安航空会社）の拠点化等による旅客ネ

	<p>ネットワークの拡大や貨物ハブ空港戦略等の取組を積極的に進めており、これにより両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッションを行うこととしている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>②日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）</p> <p>国内のインフラ整備・運営を担ってきた公共部門を民間に開放することは、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらす。</p> <p>○コンセッション方式の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）の導入を推進する。 <p>③社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西国際空港・大阪国際空港においては、経営統合の効果を最大限に発揮し、両空港の特性に十分配慮しつつ、利用者ニーズに則した路線の就航促進を図り、両空港を適切かつ有効に活用することにより、関西全体の航空輸送需要の拡大を図る。 ・関西国際空港については、大阪国際空港との経営統合の後、貨物ハブ化等の国際競争力強化に向けた取組を通じて両空港の事業価値の増
--	--

	<p>大を図り、早期の事業運営権売却（コンセッション契約）を実現する。これにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図り、完全24時間空港という本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資を実行することで、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。</p> <p>④国土交通省成長戦略会議報告書（平成22年5月17日）（抜粋）</p> <p>関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。</p> <p>具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹（大阪国際空港）の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。</p> <p>⑤PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）（抜粋）</p> <p>3 目標及び具体的取組</p> <p>民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間（平成25～34年）で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおりとする。</p> <p>（1）公共施設等運営権制度を活用したPFI事業：2～3兆円</p> <p>公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）は、空港、上下水道、道路をはじめとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である。一定の運営リスクを民間事業者に移転するとともに、将来の利用料金収入やコスト削減等を踏まえた公共施設等運営権対価を徴収することにより、施設の建設に要した費用等の回収が可能となる。本類型の事業を推進するため、以下の取組を推進する。</p> <p><具体的取組></p> <p>○ 空港、上下水道事業における公共施設等運営権制度の積極的導入</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】</p> <p>5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑥民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>両空港の事業価値の増大を図り、可能な限り速やかに（早ければ平成26年度にも）コンセッション（公共施設等運営権の設定）を行い、負債を早期かつ確実に返済する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>貸借対照表において、毎年度、負債が確実に返済されること。</p>
--	--

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 コンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済により、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 ・将来推計 新関空会社の中期経営計画（平成24年10月26日公表）では、早ければ平成26年度にも公共施設等運営権の設定を行うこととしており、これにより、運営権者が新関空会社に支払う対価について、適用されることが見込まれる。
		② 減収額 ・将来推計 — ※コンセッション対価等が現時点で見通せないため、減収額は不明。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度) 本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となり、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることから、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西の航空輸送需要の拡大が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26～30年度) 本措置により、公共施設等運営権の設定に係る対価について存続期間にわたって合理的な期間配分方法で益金認識することで、一括で益金認識される場合に比べ、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用が可能となることから、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26～30年度) 公共施設等運営権の設定に係る対価について、合理的な期間配分方法ではなく、一括で益金認識されることにより、設定当初時の法人税の課税額が多額に上ることが見込まれることから、新関空会社においてコンセッション対価の適切な活用による関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が難しくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》 本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 公共施設等運営権は、管理者(新関空会社)による ・継続的な支配・管理があること、 ・途中で残存事業期間分に相当する運営権対価の返還義務が生じうること、 という法的性質を有することから、運営権の対価についても、受取時に一括で益金認識するのではなく、存続期間にわたり合理的な期間配分方法により益金認識することが合理的であり妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割 政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである。 一方、本措置は多額の債務の早期かつ確実な返済を目的とするものである。

		分担	ため、役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力を担う相当性	本措置により、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済が図られることで、関空の国際拠点空港としての再生・強化、両空港の適切な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大が図られ、もって関西における経済の活性化等に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力を担う相当性がある。
10	有識者の見解	—	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定収入に係る消費税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、適用数の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用者数の見込みについて、適切な算定根拠に基づき、適用者数を分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
特定非営利活動促進法上、個別法人が作成・開示すべき財務情報では、個別法人の消費税の特定収入及び控除対象仕入税額等の把握はできないことから、現時点では、本租税特別措置による影響を把握することは困難である。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③<税込減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
本租税特別措置は、現行制度における不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することを目的としており、目標値及び達成時期の設定はなじまない。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入税額控除からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。この不合理は消費税制上の問題であり、他の政策手段による解決・補完を図ることは適当ではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定収入に係る消費税制上の所要の措置 (国1)(消費税:外) 【新設】延長・拡充
2	要望の内容	消費税の仕入税額控除の特例について、特定非営利活動法人の課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないなどとする事で、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。
3	担当部局	政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	恒久化
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>共助によって支え合う社会の実現のためには、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展が必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日 閣議決定）第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし（1）特色を活かした地域づくり（都市再生・まちづくり、地域活性化等） <p>地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）（目的）第1条 「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑧市民活動の促進</p>

【内閣04】

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正することで、特定非営利活動法人の活動環境が整備される。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）数の増加。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人の活動基盤が整備されることで、特定非営利活動が活発化する。
8	有効性等	① 適用数等	特定非営利活動法人 47,771 法人（平成 25 年 5 月末現在）
		② 減収額	・ 個別法人が行う消費税の仕入税額控除額の把握は難しく、現時点では本租税特別措置による影響額を把握することは困難
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点（平成 25 年 5 月末）において、約 48,000 の特定非営利活動法人が誕生しており、東日本大震災における復興支援活動をはじめとする特定非営利活動を活発に実施している。これらの法人が、重要な活動原資である寄附を受け入れる際の不合理な負担が軽減されることで、特定非営利活動が活発化することが見込まれる。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度における、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担が是正される。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕入控除税額金額の計算上、特定収入に係る調整のために消費税額が増え、本来は公益法人等が負担する必要のない消費税を負担する状態が継続する。 ・ 寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加や、税率の上昇により、当該不合理の影響が大きくなっていく。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26 年 4 月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度から生ずる不合理は、影響金額が小さいと想定されてきたことを踏まえ、課税計算の便宜上、本来負担する必要のない消費税を特定非営利活動法人に負担させているものと考えられる。寄附・助成活動の活発化をはじめとした不課税取引の増加及び税率の上昇を見込むと、当該不合理の影響が大きくなりつつある状況であり、是正を行うことが必要である。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・ 助成金支出などの不課税仕入れに充てられる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなり、納付税額が増加するのは、明らかに不合理である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・ 特定収入に係る仕入税額控除の特例についての所要の措置は、消費税法上の規定の改正要望であるため、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	・ 当該要望は、消費税（国税）に係るものである。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における計画の目標達成状況、各特区における新規施設投資額、各特区内における企業の新規立地件数等）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせる手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 前回要望時である制度創設時には、目標及びその達成状況を、「規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。」としていたところ。
- これ以降、総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、初期の目標が達成される段階にない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 過去の実績については、平成23年度での適用実績はなかった。
- 平成23年度の租特透明化法に基づく実態調査結果は次のとおり。
- ・租税特別措置法の条項（特別償却又は投資税額控除）42の11、68の15（所得控除）60の2、68の63の2
 - ・適用件数（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 - ・適用額（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
- なお、平成23年度については、適用件数が0であるため、地方税法に基づき把握される情報を用いることは困難である。
- 平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人の適用があった。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 所期の想定では、国際戦略総合特区5特区において計25法人の適用があると仮定していた。
- 平成24年度の適用実績については、国際戦略総合特区の7特区中5特区において、27法人に適用されているため偏りはないと考える。また、適用実績のない2特区を含め、全ての特区におけるアンケート調査によると、特区事業の取組も徐々に進んできており、今後更なる活用を希望していると回答があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、過去の実績（平成24年度）との推計数値の乖離については、総合特区制度は23年に創設されたものであり、税制上の優遇措置の適用件数は今後増加することが見込まれるため、乖離が生じている。
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「(①特別償却又は投資税額控除は)平成25年度70法人、平成26年度70法人」等と推計しているが、これは各特区へのアンケート等の結果に基づくものである。

【内閣05】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果については、前述④を参照。
平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人、減収額22.1億円と算出。

設備等の取得価額及び特償実施額又は税額控除実施額は、自治体からのヒアリング値を引用している。

（特別償却による減収額）	362百万円
・建物及びその附属設備等	49百万円
・機械・装置	313百万円
（税額控除による減収額）	1,852百万円
・建物及びその附属設備等	1,154百万円
・機械・装置	698百万円
平成24年度減収額＝362百万円＋1,852百万円＝2,214百万円	

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「①特別償却又は投資税額控除は平成25年度59.5億円、平成26年度59.5億円」等と推計しているが、これは各特区へのアンケート結果等に基づく適用法人数及びこれまでの取得価額等の実績額から算出した。

過去の実績（平成24年度）との推計数値の乖離については、総合特区制度は23年に創設されたものであり、税制上の優遇措置の適用件数は今後増加することが見込まれるため、乖離が生じている。

本租税特別措置等の減収額の将来推計は以下のとおり算出

○26条（特別償却・投資税額控除）

- ・1法人当たりの取得価額：平成24年度の実績から算出
機械装置277,308（千円）、建物等571,077（千円）、器具備品39,063（千円）
- ・特別償却と投資税額控除の適用割合 1/2
- ・適用法人数：各特区へのアンケートから算出 70法人
- ・1法人当たりの減収額（単位：千円）
特別償却＝取得価額×償却割合（50%・25%）×法人税率（25.5%）
機械装置：35,357、器具備品：4,980、建物等：36,406
投資税額控除＝取得価額×控除割合（15%・8%）×法人税率（25.5%）
機械装置：41,596、器具備品5,859、建物等45,687
- ・計算式（単位：百万円）
 $76,743$ （特償を適用した場合の1法人の減収額） $\times 0.5$ （適用割合） $\times 70$ （適用法人） $=2,686$
 $93,142$ （税額控除を適用した場合の1法人の減収額） $\times 0.5$ （適用割合） $\times 70$ （適用法人）
 $=3,260$
- ・合計 5,950百万円

○27条（所得控除）（単位：百万円）

- ・課税所得：20,247
 $289,242$ （百万円）1法人当たりの課税所得 \times 適用法人数：70法人
- ・所得控除率40%
- ・法人税率25.5%
- ・計算式

課税の特例がない場合の法人税額：20,247 \times 25.5% $=5,163$

課税の特例がある場合の法人税額：20,247 \times 40% \times 25.5% $=3,098$

減収額：5,163 $-3,098=2,065$

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除、法人実効税率の低減のための所得控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除及び所得控除の拡充及び延長 (国11)(法人税:義) (地9)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p><現行制度の概要> ①特別償却又は投資税額控除 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：取得価額の50%（建物等25%） ・税額控除の割合：取得価額の15%（建物等8%） （当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰越控除可） ・設備等取得の期間：法人指定の日から平成26年3月31日まで</p> <p>②所得控除 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の20%を課税所得から控除できる制度。 ・法人指定の期限：平成26年3月31日 ・適用期間：法人指定の日から5年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 ・主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施</p> <p><要望内容> ①特別償却又は投資税額控除 イ. 延長 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の15において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>②所得控除 イ. 延長 総合特別区域法第27条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第60条の2及び第68条の63の2において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p> <p>ロ. 事業の専ら要件の緩和 総合特別区域法第27条及び同施行規則第18条に定められている、法人が実施する事業を特定事業に限定する要件を緩和する。</p> <p>ハ. 区域の専ら要件の緩和</p>

	<p>総合特別区域法第27条及び同施行規則第18条に定められている、法人が実施する事業の区域及び法人が有する施設の区域の限定を緩和する。</p> <p>二. 本税制を活用するための規制の特例措置の範囲拡大 総合特別区域法第2条2項2号ロ及び同施行規則第2条に定められている、規制の特例措置の範囲の限定を緩和し、法附則第3条の訓令又は通達に関する措置も対象とする。</p> <p>ホ. 所得控除率の引き上げ 租税特別措置法第60条の2第1項に定められている、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得控除率を、現行の百分の二十から引き上げる。</p> <p>③統括事業を実施する法人の要件緩和 イ. 特定多国籍企業による研究開発等の促進に関する特別措置法（以下「アジア拠点化法」）に合わせた要件緩和 総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、統括事業に常時使用する従業員の年間給与の合計額の初年度及び最終年度の見込み額を、現行のそれぞれ8千万円以上、1.5億円以上から、アジア拠点化法並びの7千万円以上、1.3億円以上に緩和する。 また、5億円以上の出資要件における出資先の範囲を、現行から、アジア拠点化法並びに緩和する。</p> <p>ロ. 資本金額及び出資要件の緩和 総合特別区域法施行規則第15条及び第18条に定める、1億円の資本金要件を撤廃し、また5億円以上の出資要件を5千万円に緩和する。</p>						
3	担当部局						
4	評価実施時期						
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯						
6	適用又は延長期間						
7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1359 924 1480 1123">① 政策目的及びその根拠</td> <td data-bbox="1480 924 2096 1123"> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1123 1480 1251">② 政策体系における政策目的の位置付け</td> <td data-bbox="1480 1123 2096 1251"> <p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1359 1251 1480 1337">③ 達成目標及び測定指標</td> <td data-bbox="1480 1251 2096 1337"> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> </td> </tr> </table>	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p>	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p>
① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>						
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進</p>						
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p>						

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>活用実績</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成24年度(実績) 27法人 平成25年度(見込) 70法人 平成26年度(見込) 70法人</p> <p>②所得控除</p> <p>平成24年度(実績) 適用なし 平成25年度(見込) 適用なし 平成26年度(見込) 70法人</p>
		<p>② 減収額</p> <p>①特別償却又は投資税額控除</p> <p>平成24年度減収額(実績) 22.1億円 平成25年度減収額(見込) 59.5億円 平成26年度減収額(見込) 59.5億円</p> <p>②所得控除</p> <p>平成24年度減収額(実績) なし 平成25年度減収額(見込) なし 平成26年度減収額(見込) 20.6億円</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度)</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度)</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度)</p> <p>平成24年度における指定法人数が27法人で、それに対する総設備取得額が271億円だった。租税特別措置がなければこれらの設備投資を想定することができなかったため、本特例措置には税收減を是認できる効果がある。</p>

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における、ベンチャーファンドからベンチャー企業への出資額等の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、効果の説明について、本租税特別措置等がどの程度寄与するか明らかでないため（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において計8社の適用があるものと仮定している。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特例措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において3.83億円と推計している。
減収額は、次のとおり算出しており、適用件数及びファンド組成の諸元に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。
- 減収額＝ファンド組成数（A）×ファンド総額（B）×国内企業投資割合（C）
×黒字企業申告割合（D）×法人税率（E）
- ・（A）ファンド組成数（件）：「2012年設立ベンチャーファンド集計結果」による
2（件）＝11（2012国内での設立ファンド数）×20%（関西圏の経済規模割合）
 - ・（B）ファンド総額（億円）：「2012年ベンチャーキャピタル等投資動向調査」による
40億円（≒38.6億円）※1件当たりの平均ファンド総額
 - ・（C）国内企業投資割合（%）＝100%－（個人出資比率＋公共出資比率＋海外出資比率）
75（%）＝100－（9.8%＋6.3%＋10.5%）
 - ・（D）黒字企業申告割合：平成23事務年度法人税等の申告（課税）実績の概要（国税庁）
25（%）≒25.2%
 - ・（E）法人税率：25.5%
- 減収額＝2件×40億円×75%×25%×25.5%＝3.83億円／年
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
本提案が実施された場合、法人からの出資が促進されることにより、大阪・関西圏の経済規模に見合ったファンド組成が進むと考えられるため、特区内で総額40億円のファンド2件の組成が想定される。
そのうち、実際に企業への投資に用いられるのは、管理費用を除いたファンド総額の75%（独立行政法人中小企業基盤整備機構「起業支援ファンド出資事業の主な要件」より）であり、2件×40億円／件×75%＝60億円である。
また、ファンドの投資先企業の割合は、おおむねIT関連25%、バイオ関連20%、エネルギー関連35%、サービス関連20%（「2012年ベンチャーキャピタル等投資動向調査 ベンチャーキャピタル等ファンド状況調査」II-14 ベンチャーエンタープライズセンター）である。
そこで、ファンドからの企業への投資額60億円に前述の比率を乗じ、IT関連に15億円、バイオ関連に12億円、エネルギー関連に21億円、サービス関連に投資されるとして、平成17年大阪府産業連関表を用いて、誘発される生産額、粗付加価値額、労働量及び税収額の増を算定した結果は以下のとおりである。

最終需要額 （百万円）	生産誘発額 （百万円）	粗付加価値誘発額 （百万円）	雇用者誘発数 （人）	税収 （百万円）
6,000	8,196.60	4,560.21	513	840.8

税収増は8.41億円となり、減税額を大きく上回る。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
国際戦略総合特区における我が国の産業競争力強化に資する事業の実施にあたり、企業による投資が促進されるよう、法人税に係る特例等を認めることが、補助金等や規制の特例措置と比較して最も効果的であると考えている。具体的には、補助金の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題があることに加え、ベンチャー企業に出資する法人に対して直接インセンティブを付与することが困難である。一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができ、ベンチャー企業に出資する法人に対して直接インセンティブを付与することができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えている。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。
このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。
一方、本税制措置は、ベンチャー企業に出資する法人に対して税制上のインセンティブを付与することにより、民間企業の資金をベンチャー企業に流れるようにするためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区におけるベンチャーファンドへの投資に対する課税の特例の創設 (国2)(法人税:義) (地1)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	ベンチャー企業への重要な資金供給源となるベンチャーファンドへの投資を促進するため、一定の要件を満たし、かつ特区内に登記されているベンチャーファンドへ投資した法人に対し、投資額に関して損金算入を可能とすることでベンチャー企業への投資を促進し、ベンチャー企業の振興を図る。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区内における、ベンチャーファンドからベンチャー企業への出資額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	①: 適用数等 8法人の適用があると想定。 なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。

	②: 減収額	平年度の減収額は3.83億円
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性をもちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本要望の実現により、生産額、粗付加価値額、労働量の増加により8.41億円の増収が見込まれるため、減収見込み額3.83億円を上回る。
	9: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 民間企業からベンチャー企業への資金の流れを太くするには、民間企業がベンチャーファンドへの投資を行う際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考ええる。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業の新規立地件数）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、効果の説明について、本租税特別措置等がどの程度寄与するか明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において計63社の適用があるものと仮定している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度1特区において7.65億円と推計している。

減収額は、次のとおり算出しており、地方税軽減額に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。

○減収額＝1年当たりの地方税軽減額（A）×法人税率（B）

- ・（A）地方税軽減額（円／年）＝府税額（C）＋市税額（D）：特区調査による
 $3,000 \text{ (百万円／年)} = \{8,939 \text{ (百万円／10年)} + 21,006 \text{ (百万円／10年)}\} \div 10 \text{ (年)}$
- ・（B）法人税率：25.5%
- ・（C）府税額（円）＝法人事業税＋法人府民税＋不動産取得税
 $8,939 \text{ (百万円／10年)} = 2,572 + 675 + 5,692$
- ・（D）市税額（円）＝固定資産税＋法人市民税＋事業所税
 $21,006 \text{ (百万円／10年)} = 17,485 + 609 + 2,912$

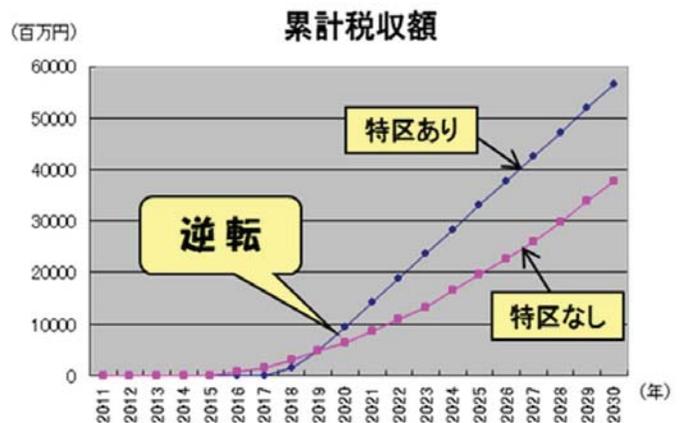
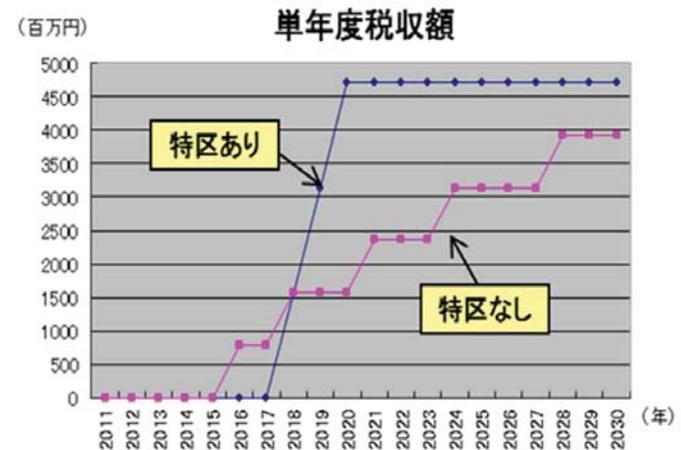
○減収額＝ $3,000 \times 25.5\% = 7.65 \text{ 億円／年}$

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成24年8月の粗い試算に基づくと、進出企業を約60社と想定した場合、地方税の減税見込額（37年度まで）は、約300億円に対して、想定される効果（直接的なもの。平成28年度までの合計）は、

- ・投資金額（建物・設備） 約2,800億円、
- ・雇用者数 約13,000人、
- ・製造品等出荷額（年間） 約2,700億円

と試算している。
 税収に関しても、初期の法人税を免除することで一時的に「得べかりし税収」は失うが、立地による税収効果の前倒しにより、中長期的には税収減を上回る効果が見込まれる。



累計税収額で見ると、「特区あり」は「特区なし」を9年後に逆転する。
 (※夢洲先行開発地域(50ha)において、20年間で立地するところを特区効果で3年間で立地すると仮定。法人税は立地後5年間免除。立地後、3年間は赤字を想定。)

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し

【内閣07】

総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域が独自で地方税を免除した場合に法人税負担を軽減させることで、地方税免除の効果を最大限発揮させ、企業の設備投資等を促すためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における地方税軽減額を法人税の損金とみなす制度の創設 (国3)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) 【新設】延長・拡充	
2	要望の内容	現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として特定国際戦略事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定国際戦略事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。

8	有効性等	① 適用数等	63社の適用があると想定。 なお、具体的には関西イノベーション国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額	平年度の減収額は7.65億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成26年度～平成27年度） 本要望の実現により、平成27年度までに60社以上の企業進出を見込んでおり、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することにより、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地方税の軽減相当額を補助金で交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまう。地方税の軽減効果を低減させないためには、租税措置を講じる必要がある。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業の新規立地件数）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、「欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を萎縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進することが期待される」と本租税特別措置等の必要性が説明されるにとどまるため、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する）の実現状況の将来予測について、定性的に「規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、そ

の分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、各年度、1特区につき3法人、国際戦略総合特区7特区では計21法人の適用があるものと想定している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、各年度126百万円と推計している。

減収額は、次のとおり算出しており、適用件数及びファンド組成の諸元に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。

国税庁の平成23年度会社標本調査により、資本金1億円超の欠損法人のうち製造業に属する法人の繰越欠損金控除額は、平成21年度から23年度までの3年間の平均をとると、1法人当たり117.3百万円となる。

平成23年度までは繰越欠損の控除限度は所得の100%であったことから、繰越欠損控除対象の課税所得は117.3百万円と推計できる。

1特区につき3法人の適用があると想定すると、国際戦略総合特区7特区では、計21法人の適用が見込まれることから、国際戦略総合特区全体での欠損金控除前課税所得は、

117.3百万円×21法人=2,463.3百万円と推計できる。

現状では、欠損金の80%は控除されるものの20%が課税対象となることから、本特例措置により差分の20%が課税されなくなるため、

2,463.3百万円×20%×25.5%(法人税率)=126百万円が減収額となる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は欠損金が生じている企業に対し法人税の負担を軽減させることで、国際競争力の強化に不可欠な事業を促進させることができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和 (国4)(法人税:義) (地3)(法人住民税、事業税:義) 〔新設・延長・拡充〕
2	要望の内容	欠損金の繰越控除制度における控除前所得の金額の100分の80相当額と定められている控除限度額について、一定の要件を満たす法人に対しては控除前所得の金額の100分の100相当額に上限緩和する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦ 総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 国際戦略総合特区の7特区において、3法人/特区の適用があると想定。 なお、具体的にはつくば国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額 1.26億円

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を萎縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進することが期待される。	
		9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 欠損金の繰越控除が適用されない20%分について補助金を交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまうため、租税措置を講じることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。	
	③ 地方公共団体が協力する相当性 総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。		
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展及び各特区内における企業への出資額の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、「平成 23 年度の制度創設時以降実績はない」と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定からみて、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、定性的に「10 特区において適用した場合、特区における取組が進むことで特区計画の目標達成に寄与し、地域を活性化させることにつながる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、所期の目標が達成される段階にない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績はないものの、平成25年5月に各指定自治体に対して行ったアンケートから、26年度及び27年度において、100人の適用を見込んでいる。

適用件数の算定に当たっては、本特例措置と類似しているエンジェル税制の実績を活用している。エンジェル税制の実績から、1社当たり集まる個人投資額は約1,700万円（2010～2011年度で延べ95社に対し16億6,500万円の投資）、1人当たりの投資額は167万円であることから、1社に対し10人からの投資があると推計できる。

また、指定自治体に対して行ったアンケート結果等を踏まえると、活用が見込まれる特区数が10であることから、地域活性化総合特区全体で100人の投資家が見込まれる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

1人当たりの平均年収は、約586万円と推計できる。

※ 勤労者世帯1世帯当たりの平均年収は、691万円である。（「平成24年家計調査報告（貯蓄・負債編）」（総務省））

※ 1世帯当たりの平均就業人員数は、1.18人とする。（「労働力調査月報（2013年6月版）」（総務省））

※ これにより、勤労者世帯1人当たりの平均年収は、約586万円と推計できる。

※ 1人当たりの投資額は、エンジェル税制の実績から、167万円とする。

上記に基づき試算すると、次のとおりとなり、1人当たり約21万3000円の減収となる。

ア) 特例措置を適用する場合

1人当たり年収額（円）	5,860,000
1人当たり投資額	1,670,000
給与所得控除	1,712,000
総所得金額	4,148,000
基礎控除	380,000
出資に係る所得控除 （次のa)又はb)のうち少ない額）	1,657,200
a) 投資額-2,000円	1,668,000

イ) 特例措置を適用しない場合

1人当たり年収額（円）	5,860,000
1人当たり投資額	1,670,000
給与所得控除	1,712,000
総所得金額	4,148,000
基礎控除	380,000

b) 総所得金額の40%-2,000円	1,657,200		
課税所得	2,110,800	課税所得	3,768,000
所得税率	10%	所得税率	20%
控除額	97,500	控除額	427,500
所得税額	113,580	所得税額	326,100

地域活性化総合特区全体で毎年100人の利用を見込んでいることから、平成26年度及び27年度の減収見込額は2,100万円の減収額となる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

個人投資家に対して直接インセンティブを付与することが困難な補助金等他の政策手段と比較して、個人投資家に対して直接インセンティブを付与することができる本特例措置は相当であると考える。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域の課題解決に取り組む中小企業に対し個人の志ある資金を集中させることで、中小企業の資金調達を容易にし、中小企業が増資を行いやすくなることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における出資に係る所得控除の延長 (国12)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】	
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>総合特別区域法第55条に基づき、地域活性化総合特区内で、社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除額:取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額 ・会社指定の期限:平成26年3月31日 ・適用期間:会社指定の日から3年間 <p><要望内容></p> <p>租税特別措置法第41条の19において平成26年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成28年3月31日までとする。</p>	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象事業の追加)	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>6. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】</p> <p>⑦ 総合特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区内における企業への出資額の増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度の制度創設以降実績はない。</p> <p>平成25年度以降については、地域活性化総合特区全体で10社において適用があると想定。</p> <p>1社あたり10人からの投資と考え年間100人の適用を見込む。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度減収額(実績) なし</p> <p>平成25年度減収額(見込) 0</p> <p>平成26年度減収額(見込) 21百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>平成23年12月に第1次指定として地域活性化総合特区が指定されてから、平成24年度までの実績はなかった。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>10の地域活性化総合特区において活用を検討しているものの、現時点では実施していないため、目標は未達成である。</p> <p>10特区において適用した場合、特区における取組が進むことで特区計画の目標達成に寄与し、地域を活性化させることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>今後の活用を検討している10特区において、計画の目標値を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度)</p> <p>所得税の軽減措置を呼び水として中小企業が資金を調達しやすくなることにより、中小企業における民間投資が活発となり、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業における資金確保を促進させるには、個人が中小企業に対し投資をする際のインセンティブを設けることが重要であり、そのためには租税の特別措置を講じることが最も効果的であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別計画目標の進展及び各特区内における新規設備投資額の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、「2特区において、機械・装置に対する設備投資額が年間31.8億円、建物等に対する設備投資額が年間88億円になることが見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 前回要望時である制度創設時には、目標及びその達成状況を、「規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られ、地域力が向上する。」としていたところ。
 これ以降、総合特区制度において、平成23年12月に第1次、24年7月に第2次、25年2月に第3次の地域指定を行っており、順次、国と地方との協議を経た各総合特区における取組が行われている。これらの特区のうち、第1次指定の特区においては、平成24年度までの取組の進捗に関する自己評価を実施し取りまとめているところである。また、現在も、国と地方の協議を行い、各特区の目標に向けて取組を進めているところであるため、現時点で、初期の目標が達成される段階にない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 過去の実績については、国際戦略総合特区における実績として、平成23年度での適用実績はなかった。
 平成23年度の租特透明化法に基づく実態調査結果は次のとおり。
 ・租税特別措置法の条項（特別償却又は投資税額控除）42の11、68の15
 （所得控除）60の2、68の63の2
 ・適用件数（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 ・適用額（特別償却又は投資税額控除、所得控除）0
 なお、平成23年度については、適用件数が0であるため、地方税法に基づき把握される情報を用いることは困難である。
 また、平成24年度については、各特区のヒアリング調査により27法人の適用があった。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 国際戦略特区における所期の想定としては、5特区において計25法人の適用があると仮定していた。
 平成24年度の適用実績については、国際戦略総合特区の7特区中5特区において、27法人に適用されているため偏りはないと考える。また、適用実績のない2特区を含め、全ての特区におけるアンケート調査によると、特区事業の取組みも徐々に進んできており、今後更なる活用を希望していると回答があった。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 租税特例措置の適用を予定している企業数については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度2特区において計31社の適用があるものと仮定している。

【内閣10】

将来推計の「過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定」としていることについて、さがみロボット産業特区において、数値目標であるロボット関連事業所の集積割合を2.64%から2.80%への引き上げを達成するために必要となる企業誘致の件数として算出している。

なお、今回の拡充においては、成長分野に限って対象分野を設定するため、2特区以外の活用は非常に少ないと見込んでいる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年度の租税透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果については、前述④を参照。

平成24年度については、各特区のヒアリング調査により適用件数27法人、減収額22.1億円と算出。

設備等の取得価額及び特償実施額又は税額控除実施額は、自治体からのヒアリング値を引用している。

（特別償却による減収額） 362百万円

・建物及びその附属設備等 49百万円

・機械・装置 313百万円

（税額控除による減収額） 1,852百万円

・建物及びその附属設備等 1,154百万円

・機械・装置 698百万円

平成24年度減収額＝362百万円＋1,852百万円＝2,214百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度2特区において計10.75億円と推計している。

設備等の取得価額は自治体からのヒアリング値を引用しており、

・建物及びその附属設備 88.23億円

・機械・装置 31.76億円 と設定。

このうち、特別償却及び投資税額控除を適用する割合を50%ずつと想定する。

特別償却における、償却限度額は、機械等の50%、建物等25%の組み合わせとし、減収額は、「新設設備投資額（機械等）」×50%＋「新設設備投資額（建物等）」×25%×税率25.5%で推計する。

・減収額①＝（15.88×50%＋44.115×25%）×25.5%＝4.84億円

投資税額控除における、控除限度額は、機械等の15%、建物等の8%の組み合わせとし、減収額は、「新設設備投資額（機械等）」×15%＋「新設設備投資額（建物等）」×8%で推計する。

・減収額②＝（15.88×15%＋44.115×8%）＝5.91億円

上記より、減収額＝減収額①＋減収額②＝10.75億円と推計した。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し

総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、地域活性化総合特区内における民間事業者が設備投資をする際に法人税の軽減措置を設けるものであり、それにより設備投資を促進させ、ロボット関連産業や外国人観光関連産業の拠点形成を進めるためのものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充 (国9)(法人税:義) (地7)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除、②特別償却(①、②については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制)をロボット関連事業及び観光関連事業等に限定し地域活性化総合特区においても導入する。 ①、②特別償却・投資税額控除 ■特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行うために設備等(以下に掲げるものに限る。)を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%(建物等については25%)の特別償却又は15%(建物等については、8%)の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。 ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。また、同一事業年度においては、所得控除制度と選択適用とする。 ■対象とする設備等 ・認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業のうち、ロボット関連事業及び観光関連事業等の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物 ・取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの 機械・装置:2,000万円以上 器具・備品:1,000万円以上 建物・附属設備・構築物:1億円以
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象事業の追加)
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等 ①:政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持

		続的發展を図る。)
	②:政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別計画目標の進展 ・各特区内における新規設備投資額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等 ①:適用数等	31法人の適用があると想定。 なお、具体的には次の2特区から要望あり。 ア) さがみロボット産業特区 企業数:28社 ※過去の神奈川県における企業誘致の実績から想定 ①大企業 6社 ②中小企業 22社 イ) 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 企業数:3社
	②:減収額	10.75億円
	③:効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 地域活性化の事業に取り組んでいる企業が設備投資する際に法人税の軽減を受けることで民間投資を促進させ、自立的・持続的な経済成長に寄与することができる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度~平成27年度) 上記2特区において、機械・装置に対する設備投資額が年間31.8億円、建物等に対する設備投資額が年間88億円になることが見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度~平成26年度) 租税特別措置が失われれば、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が十分に進まず、地域資源を最大限活用するために必要な事業が十分に実施されない結果、日本再生のモデルとして国内に広く波及するようなビジネスモデルを生み出すことが困難となり、地域力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

【内閣10】

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成24年度～平成26年度) 法人税の軽減措置を呼び水として、ロボット関連事業及び観光関連事業等を行う企業の集積が図られることにより、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資を喚起し民間設備投資の促進を図るためには、財源の制約のある財政措置ではなく、特別償却又は投資税額控除の租税措置を講じることが最も適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設	府省名	内閣府
税目	消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展、各特区における免税対象品の売上高の増加及び訪日外国人旅行者数の増加）は、規制の特例措置や財政・金融の支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが、本租税特別措置等の効果の説明中の「特区における想定」の根拠が明らかでなく（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、また、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について3特区で「年間301万人の適用があると想定」と記載されているが、本租税特別措置等の対象範囲は3特区以外にも及ぶことが考えられるため、適用件数の実態についてより詳細な分析を行う必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「毎年度3特区において計12.1億円」としているが（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）、当該試算が原単位となる適用数等の将来推計の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる）の実現状況の将来予測について、定性的に「外国人旅行者向けの消費税免税制度を見直すことで、外国人旅行者の利便性向上が図られる」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租税特例措置等の減収額については、自治体への調査等を踏まえ、租税特別措置の適用期間（平成26年度～27年度）においては、毎年度3特区において計12.1億円と推計している。
 減収額は、次のとおり算出しており、対象者数及び1人当り対象品目消費額に用いた数値は自治体への調査による推計値を引用している。
- 消費税減収額＝対象者数（A）×係数（B）×対象品目消費額（C）×消費税率（D）
- ・（A）対象者数（人／年）：各特区調査（H24実績値）
 2,514（千人／年）＝845（京都）＋1,581（りんくう）＋88（九州）
 - ・（B）係数：日本再興戦略による外国人旅行者数増加効果を見込むもの。
 119.5（％）＝1,000（万人）〔2013年目標〕÷837（万人）〔2012年実績〕
 - ・（C）対象品目消費額（円／人）：各特区調査
 8,053（円／人）＝15,600（京都）＋4,230（りんくう）＋4,260（九州）
 - ・（D）消費税率：5％
- 消費税減収額＝2,514,000×119.5％×8,053×5％＝12.1億円／年
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 本提案が実施された場合、各特区における外国人観光客の消費が促進されることが想定される。
 具体的には、新たに免税対象となる商品のお得感の醸成による消費の底上げ効果（A）、各特区の特産品が国外へ持ち出されることによるリピート率向上を含むインバウンド波及効果（B）が期待される。
- （A）：外国人観光客1人当たりの平均お土産購入予算（C）×対象者数（D）
 ×お土産購入予算に占める新たに免税対象となる商品の割合（E）
 ×免税効果によるお土産の消費割合（F）
- （B）：（C）×（D）×免税効果による特区への観光客増加率（G）
- （C）：特区における消費動向調査より39,000円と推計。
 （D）：特区調査及び日本再興戦略による外国人旅行者数増加効果を見込み300.5万人と推計。
 （E）：平成24年訪日外国人消費動向調査（観光庁）を基に25％と推計。
 （F）：特区における想定より10％と推計。
 （G）：特区における想定より1％と推計。
- 上記より、
 （A）＝39,000円×3,005千人×25／100×10／100＝2,930百万円／年
 （B）＝39,000円×3,005千人×1／100＝1,172百万円／年
 よって、2,930（百万円／年）＋1,172（百万円／年）＝4,102（百万円／年）となる。
 以上のことから、41億円の波及効果が期待でき、減収額を上回る。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

【内閣11】

総合特区は、規制緩和を行ったところに税制・財政・金融措置を行うことによって、効果的・効率的に我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るもの。

このうち、委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。

一方、本税制措置は、外国人が日本国内でお土産を購入した際に消費税を免除し、その手続きを簡素化することで外国人観光客の利便性を向上させ、外国人観光客の増大を図るものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域活性化総合特区における外国人旅行者向け消費税免税制度の創設 (国5)(消費税:外) 【新設・延長・拡充】	
2	要望の内容	外国人旅行者向け消費税免税制度について、①免税対象品目の拡大、②免税手続の簡素化を検討する。	
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室	
4	評価実施時期	平成25年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし	
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により、地域力を向上させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における地域活性化総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における免税対象品の売上高の増加 ・訪日外国人旅行者数の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	年間301万人の適用があると想定。 なお、具体的には次の3特区から要望あり。 ア)京都市地域活性化総合特区 1,010,000件/年 イ)国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 1,890,000件/年 ウ)九州アジア観光アイランド特区 105,000件/年

		② 減収額	12.1 億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 免税対象品目の拡大や免税手続の簡素化、免税許可制度の緩和を行うことにより外国人観光客の利便性を向上させ、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に定められている「外国人旅行者の滞在環境の改善」を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 外国人旅行者向けの消費税免税制度を見直すことで、外国人旅行者の利便性向上が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、2017 年までに、実現すべき成果目標として、「民間投資の活性化」が定められている。また、2013 年までに実現すべき成果目標として、「訪日外国人旅行者 1000 万人、2030 年に 3000 万人超を目指す」と規定されているが、当該目標を達成できなくなる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成 26 年度～平成 27 年度) 外国人観光客の購入率の高い品目が免税対象となることにより、購入比率・購入額が増加する。また、免税手続きや免税要件の緩和により、外国人観光客に対する利便性の向上が図られ、リピート率向上による効果が見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本要望は、日本国内で消費をしない物品を購入した外国人観光客を対象とする租税措置を求めるものであるため、補助金や他の支援措置では実現させることができない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第 5 条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例	府省名	内閣府
税目	所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした計画の割合）は、調査の設計内容の如何によって地方公共団体の判断が異なり、また、目標の達成度合いの判断基準は地方公共団体ごとに異なる可能性がある。このため、本租税特別措置等が目標にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 - 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である。他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本税制については、前回要望時（平成24年度税制改正要望時）には「特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例」として法人税を対象とする要望だったところ、当時の関係当局との折衝等の結果、所得税を対象とする税制として24年の地域再生法の改正とともに設立されたものである。
そのため、所期の目標は、提出した評価書にある「我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする」のとおりであり、その達成状況は「特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である」としている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本税制は、平成24年の地域再生法の改正に伴い設立されたものであり、事業実施期間が短かったため、実績が確保できなかったものと考ええる。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成26年度～28年度の減収見込額の推計
- 個人投資家による投資額
特定地域再生計画を行う株式会社1社当たりに対する投資額を、エンジェル税制の実績（2010～2011年度で95社に対して16億6,500億円の投資）を参考に推計
1,665百万円/95社≒17百万円（17.5263…）
このうち、個人投資家による投資額がこの半分になると想定（8.5百万円）
 - 税率
金融商品取引業者等を通じた上場株式以外の譲渡にかかる所得税 15%
 - 減収見込額
平成26年度予算概算要求において、特定地域再生事業費補助金の積算に当たり、12地区において当該補助金が用いられる前提で計算していることから、本推計においても26年度には12の特定地域再生計画が認定されることとし、その半数において地方公共団体の確認を受ける社がそれぞれ一つあるものとする。
なお、取得に要した金額全てが控除の対象となり、譲渡損失が発生しないものとして推計。
平成27年度及び28年度に関しては、新規に認定される社が同様に6社あると想定
平成26年～28年度分 $(8.5 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 計画} \times 1 \text{ 社}) \times 15\% \approx 7.65 \text{ 百万円}$
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
上記⑥参照。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域再生事業を行う株式会社に対する課税の特例 (国13)(所得税:外) (地11)(個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。 地方公共団体は、株式会社が行う特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣からの認定を受ける。認定された地域再生計画の要件に該当する旨を地方公共団体が確認し、確認を受けた株式会社への個人投資家からの出資に際して、下記の税制上の特例措置を講ずる。 ① 投資時点 当該出資の投資額を税額の計算の基となる他の株式譲渡益から控除 ② 当該出資により取得した株式の売却等による損失が発生した場合 損失を翌年以降3年間にわたって税額の計算の基となる株式譲渡益から控除
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度創設
6	適用又は延長期間	平成26年から平成28年まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化への対応など全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について税制上の優遇措置を講ずることにより、広く民間から志ある資金の調達を促進して、地域再生の推進を図る。 《政策目的の根拠》 平成24年9月5日に地域再生法の一部が改正され、少子高齢化への対応など全国の地域に共通する重要な政策課題について、国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的かつ総合的に支援する制度として、特定地域再生制度が創設された。 骨太方針2013では、「地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルビジネス等を、人材、資金、信頼性広報の点から支援する」とされている。 以上のことより、地域の特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑥特定地域再生計画の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済社会にとって共通の課題となっている特定政策課題の解決に資する先駆的な取組を支援することで、地域再生の戦略的な取組が強化されることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 個人投資家の特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進され、各株式会社の経営基盤が強化され、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決への推進が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	現在までの実績なし 平成26年度適用数(見込み):地方公共団体の確認を受けた特定政策課題の解決に資する事業を行う6社に対し投資を行った個人投資家 平成27年度及び28年度適用数(見込み):同上
		② 減収額	平成26年度:7.65百万円 平成27年度:7.65百万円 平成28年度:7.65百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、政策目的の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特定政策課題の解決に資する地域再生計画の計画期間はいずれも未了のため、本特例措置による効果・達成目標の実現状況を述べることは困難である。 他方で、平成24年度に特定地域再生事業費補助金の選定を受けた地方公共団体に対して地方公共団体に対して実施したアンケート調査に対する回答においては、「目標を上回っている」、「目標どおり」とした事業が測定指標の目標値を上回っており、特定政策課題の解決に資する取組が進展することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 個人投資家による特定政策課題解決に資する事業を行う株式会社への投資が促進されないため、民間事業者による取組が拡がらず、少子高齢化への対応等全国の地域に共通する特定政策課題の解決に資する者の活動が活発になっていかないことが想定される。	

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度)</p> <p>特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。</p> <p>また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、特定地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、特定政策課題の解決に資する取組への地域における自主的・自発的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。</p> <p>特定地域再生事業費補助金 当該補助金は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に交付される特定地域再生計画策定費 ・地方公共団体、公共的団体、営利を目的としないNPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に交付される特定地域再生計画推進事業 <p>の二つから構成されるものであり、本特例措置とは、支援対象が異なっているものである。</p> <p>特定地域再生計画は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p>
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域数を平成27年度までに18地域）は、内閣府や国土交通省による予算上の支援（補助事業）等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等及び租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「現時点で把握している計画作成見込み」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数（年度別及び個人、法人別）の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

予算には上限があるため、補助金の交付の要件を満たしていたとしても必ずしも民間事業者は補助金の交付を受けられるとは限らない。

首都直下地震等における被害想定を踏まえ、その社会的責任の観点から、テナントや従業者等の建物関係者以外の者に対する防災上の貢献に関する民間事業者の意識が高まっていることを受け、民間事業者の意識を後押ししていくことが、不足する待避施設の電源確保に資する高額な非常用発電設備等を整備する上で重要であると考えており、そのためには金銭面において、要件を満たしていれば適用される公平かつ効率的な税制支援と都市安全確保事業による支援を一体的に講じていくことが効果的であると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生安全確保計画に基づく非常用発電設備等に対する課税の特例措置の創設 (国27)(法人税:義)(所得税:外) (地26)(法人住民税、事業税:義)
		【新設】延長・拡充
2	要望の内容	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の潜在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を民間事業者が新規に整備した場合に、課税の特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。 《政策目的の根拠》 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第19条の3(都市再生安全確保計画) 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における潜在者等の安全の確保を図るために必要な待避のために移動する経路、一定期間待避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等に関する計画(以下「都市再生安全確保計画」という。)を作成することができる。 【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生特別措置法に規定する特定地域及び緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき非常用発電設備等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都市再生特別措置法に基づき、都市再生安全確保計画を作成した都市再生緊急整備地域の数を平成27年度までに34地域とする。(現在1地域)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により非常用発電設備等の整備のインセンティブを設け、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制することで、我が国の経済を牽引する大都市の維持・継続性が確保される効果が見込まれる。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>(適用見込件数) 平成26年度:18件(うち個人1件、法人17件) 平成27年度:16件(うち個人1件、法人15件) 現時点で把握している計画作成見込をもとに、平成26年度及び平成27年度の見込件数を推計した。</p>
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、早急に、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国の経済の牽引役となる大都市の都市再生が進められていく中で、耐震性や防火性の高いオフィスビルが建築される一方、都市機能の集積による滞在者や来訪者等の増加に対して必ずしも十分な防災対策が講じられておらず、早急に、本租税特別措置の創設等により都市再生安全確保計画の作成等を図り、都市再生に当たって必要となる防災対策を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 首都直下地震等の大規模地震発生時において、甚大な人的・経済的被害の発生が予想されているが、本特例措置を講じない場合、非常用発電設備等の整備が十分に進まず、避難者及び帰宅困難者が数多く発生する可能性が大きい。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 本特例措置をインセンティブとして、非常用発電設備等が整備されることにより、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、我が国の経済を牽引する大都市の防災対策の促進の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定地域及び都市の再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される非常用発電設備等を取付または整備した場合に限って適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・都市再生安全確保計画を作成する上で必要となる実態把握などの基礎的な調査等に対する補助 【内閣府:平成26年度要求予定額 国費 1.0 億円】 ・都市再生安全確保計画の作成又は都市再生安全確保計画に記載されたハード・ソフト両面の防災対策の実施に対する補助 【国土交通省:平成26年度要求予定額 国費 4.3 億円】</p> <p>上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。 なお、本租税特別措置は大規模地震発生時に避難者・帰宅困難者が多く滞在する可能性がある地下街等において更なる設備投資が必要との観点から、都市再生安全確保計画に記載された非常用発電設備等を新たに整備した場合に限定して税制支援を行うものであり、ソフト・ハード両面から都市再生安全確保計画の作成等の防災対策の実施そのものを促す財政支援との役割分担は明確である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置を講じることにより、当該地域の防災性の向上及び都市機能の維持・継続性の確保が図られることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	浸水防止用設備に係る特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したもの数）は、改正水防法により浸水防止計画の策定が義務付けられているため、租税特別措置等の有無にかかわらず増加するものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに把握されていないため、適用件数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用者数の将来（平成26～28年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（市町村地域防止計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
政策目的については、以下の閣議決定に必要性が位置付けられている。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第Ⅱ.一.5. 立地競争力の更なる強化
 - ④都市の競争力の向上
 - …防災力の向上等を通じて、都市の国際競争力を高めることが重要である。
 - 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）
 - 第2章5.（3）国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取組
 - …「国土強靱化推進に向けた当面の対応」で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方に基づき、施策を具体化し、その推進を加速する。
 - 社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）
 - 第3章2. 重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる
 - 1-3（2）水害に強い地域づくり
 - ・地下空間の浸水対策（止水板の設置、実効性の高い避難計画の策定、・・・）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	浸水防止用設備に係る特例措置の創設 (国28)(法人税:義) (地27)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外) (新設・延長・拡充)
2	要望の内容	浸水想定区域内に位置している地下街、大規模工場等のうち、浸水防止計画を作成し、市町村長に提出しているものを対象に、当該計画に位置づけられた浸水防止用設備(止水板、防水扉等)を取得した際の法人税、法人住民税及び事業税に係る特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国各地で豪雨災害が多発するとともに、水防団員の減少、高齢化等により地域の水防力の弱体化が進むなかで、地域の水防力の強化を図るために、自衛水防の取組を推進している。特に地下街等については、浸水スピードが速く、閉鎖的な空間であり、身体・生命へのリスクが大きい。さらに、地下街等は商業、交通、交流など多様な都市機能・経済活動の場であることから、いったん浸水すると地域の都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクもある。また、大規模工場等においても、浸水被害が発生した場合には、事業継続や経済・雇用に影響を与える。したがって、地下街、大規模工場等について、従来から取り組んできた避難確保を図るための取組みだけでなく、浸水そのものの防止を図るための取組を推進することによって、人命を守り、都市機能・経済活動の継続性を確保することが求められている。</p> <p>《政策目的の根拠》 水防法(昭和 24 年法律第 193 号) 第 15 条(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置) 第 15 条の 2(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 第 15 条の 4(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等) 等</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等において浸水防止計画が作成されること
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成 28 年度末時点において、市町村地域防災計画に定められた地下街等及び大規模工場等のうち浸水防止計画を作成したものの数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることによって、水防法に基づく浸水想定区域内における地下街等及び大規模工場等による浸水防止計画の作成等浸水防止の取組が促進され、人命を守ることや、都市機能・経済活動の継続性の確保に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 <将来の推計> 平成 26~28 年度における適用者数 地下街等: 873箇所 大規模工場等: 30箇所
		② 減収額 平成 26 年度 - 平成 27 年度 - 平成 28 年度 -
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むなど、浸水防止の取組が着実に促進され、人命が守られるとともに、都市機能・経済活動の継続性が確保される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 本特例措置が講じられることによって、浸水防止用設備の費用負担の軽減が図られることから、浸水防止計画の策定や、当該計画に記載された浸水防止用設備の設置が進むこととなる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 浸水防止設備への投資が進まず、大規模な水害が発生した際に、人命が危険にさらされるほか、都市・経済活動が機能不全に陥る。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 26~28 年度) 止水板、排水ポンプ等の浸水防止用設備は、浸水防止に大きな効果があるものの、非常時にしか使用されないため、積極的に設備投資を行っていく性質のものである。これらについて負担軽減を図ることによって、民間事業者による浸水防止装置の設置が促進されることは、是認される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 水防法で浸水防止計画の策定等、浸水防止のための新たな措置を求めるにあたって、浸水防止用設備の設置に関して、費用負担の軽減を図るべきである。また、申請等により補助対象者を個別に捕捉して補助を行うことは、行政の効率性の観点からも非効率であり、租税特別措置によることが適切である。

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する地下街等について、浸水防止計画の策定、訓練の実施、自衛水防組織の設置が義務づけられている(大規模工場等については、努力義務)が、浸水防止用設備の整備そのものの義務付けや支援措置は無い。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	平成 25 年 7 月に施行された改正水防法により、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街、大規模工場等に対し、浸水防止計画の作成等に関する規制が新設されたが、本税制の措置により、浸水防止の取組が促進され、利用者の安全が確保されるとともに、都市・経済活動の継続性が確保されることから相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		/
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③（バリアフリー改修促進のための税制措置の達成目標について）

本租税特別措置等の達成目標の達成時期が、要望する租税特別措置等の適用期間を超えて平成 32 年度末と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。

・（全ての測定指標について）

本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（①耐震改修促進のための税制措置については、建築物の耐震化率、②省エネ改修促進のための税制措置については、設備投資水準、③バリアフリー改修促進のための税制措置については、不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）は、同様の政策目的に係る補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けない測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物の改修投資の促進）の実現状況の将来予測について、定性的に「建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する」と説明されているが、当該効果・達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、減収額の将来予測を推計することは難しい。
- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 本要望については事項要望としているところであり、税額控除率等や特例の対象となる建築物の範囲・要件等について、現在調整を行っているところ。これらの内容が固まらない限り、特例の適用範囲等が定まらないため、税込減を具体的に予測することは難しく、税込減は認効果を予測することも難しい。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 ・ 耐震改修促進に関する予算上の措置として「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金）及び「耐震対策緊急促進事業」があり、これらは建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により、上記予算措置の対象外である自己負担分における所有者等のキャッシュフローが改善され、耐震改修を促進することが可能になるものである。
 ・ 省エネ改修促進に関する予算上の措置として「建築物省エネ改修等推進事業」があり、これは躯体の省エネ改修が行われたものを対象とするのに対して、本税制は、躯体の改修だけでなく、省エネ設備の改修等のみを行った場合についても対象とすることにより、建築物の所有者等の省エネ改修に対する更なる投資を促すための措置である。
 ・ バリアフリー改修促進に関する予算上の措置として「バリアフリー環境整備促進事業」（社会資本整備総合交付金）があり、これは市街地内において移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものに対して、本税制は、広く建築物全体を対象として、所有者等のキャッシュフローの改善を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設 (国29)(法人税:義、所得税:外) (地28)(法人住民税、事業税:義、固定資産税:外) (新設)延長・拡充
2	要望の内容	① 耐震改修促進のための税制措置 改正耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律）に基づき、耐震診断が義務付けられている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等を対象に、耐震改修を促進するための特例措置を講じる。 ② 省エネ改修促進のための税制措置 省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づき、増改築時にエネルギーの効率的利用のための措置の届出が義務付けられている床面積2,000㎡以上のオフィスビル等の建築物を対象に、省エネ改修を促進するための特例措置を講じる。 ③ バリアフリー改修促進のための税制措置 バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、増改築時に高齢者、障害者等が円滑に利用できるための基準に適合することが義務付けられている床面積2,000㎡以上の建築物（不特定多数の者が利用する病院、店舗等や主に高齢者、障害者等が利用する老人ホーム等）を対象に、バリアフリー改修を促進するための特例措置を講じる。
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。 ・生産設備や事業の新陳代謝を促す枠組みを構築し、思い切った投資型減税で法人負担を軽減すること等によって積極姿勢に転じた企業を大胆に支援していく。 ・生産設備の新陳代謝を促進する取組を強力に推進し、これに応じて設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる。 ・近年エネルギー消費量が著しく増大（石油危機以降2.5倍）して

		<p>いる家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。</p> <p>○地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れによって発生する人的被害の軽減のため、建築物の耐震化を図る。 <p>○社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）において、次のとおり位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修、立替え等を推進する。 ・災害時に拠点となる施設等の整備・耐震化を進める。 ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化を進める。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 10. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・設備投資水準（「日本再興戦略」） 今後3年の内に設備投資を2012年度の約63億円から10%増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化率（「地震防災戦略」） 90%（平成27年） ・不特定多数の者が利用する一定の建築物のバリアフリー化率（「社会資本整備重点計画」） 60%（平成32年度末） <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等 —
		② 減収額 —

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26~28年度) 本措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、建築物の耐震・省エネ・バリアフリー化に資する。また、改修投資が促進されることにより、経済の活性化に寄与することとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26~28年度) 仮に本特例措置の新設が認められない場合、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響が生じるとともに、民間建築投資の活性化が図られず、日本再興戦略に定める設備投資水準の達成に支障が生じることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26~28年度) 本特例措置により、既存建築物の性能の抜本的な向上が図られ、耐震性・省エネ性・バリアフリー性を満たした建築物が増加するため、国民の良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現、水害等災害による被害の軽減に資する。 また、本特例措置により改修投資が促進されるため、経済の活性化に資する。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>個別に補助申請を行い、認定を受け、補助金を受給する仕組みを新たに設けるよりも、確定申告の際に減税の手続きも併せて行い、税の減免を受けられる仕組みとする方が、国民及び行政双方の手続き負担の軽減に優れている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>耐震改修促進のための措置としては、耐震対策緊急促進事業や住宅・建築物安全ストック形成事業があり、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる耐震改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>省エネ改修促進のための措置としては、住宅・建築物省エネ改修等推進事業があり、省エネ改修工事を行う際の建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制の活用により事業者のキャッシュフローが改善し、さらなる省エネ改修を促進することが可能になるものである。</p> <p>また、バリアフリー改修のための措置としては、バリアフリー環境整備促進事業があり、市街地内の移動円滑化経路を整備する際の費用負担の軽減を図るものであるが、本税制は、建築物全体を対象として、バリアフリー化に要する負担軽減を図るものであり、その趣旨や対象を異にしているものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例は、耐震・省エネ・バリアフリー化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図り、消費税引上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への悪影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るものであり、本特例による効果は地方公共団体にも波及するものである。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積）は、予算や税制上の各種支援等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、平成 23 年度 3 件と把握されているが、本租税特別措置等が適用される事業者の所期の想定からみて想定外に適用に偏りが無いことについて説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑤参照）。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込の減収額と乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況について、定性的に「保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している」と説明しているが、当該効果・達成目標の実現状況の検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、分析対象期間が不明であり、本租税特別措置等の減収額の将来推計がどの程度見込まれているかが不明なため、減収額の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「17.8 百万円」とされているが、過去の実績（平成 23 年度）の数値（200 百万円）と将来の推計値がかい離しているため、過去の実績の分析を踏まえて将来推計を行った上でかい離が生じる場合には、その理由を説明することが必要である。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（地震時等に著しく危険な密集市街地の面積について平成 32 年度までにおおむね解消し、また 28 年度までに 23 年度と比べておおむね半減）の実現状況の将来予測について、「平成 23 年度において 5,745ha であった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成 28 年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
- 本措置は平成 23 年度に延長されたものであり、当時の達成目標は「延焼危険性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 8,000ヘクタールについて、平成 23 年度までに最低限の安全性が確保されることを目指す。」と設定されていた。住生活基本計画（平成 18 年 9 月閣議決定）において延焼危険性の観点から重点的に改善すべき密集市街地として位置付けられた 8,000ha については概ね半減（平成 22 年度実績値）しており、本措置を引き続き実施することにより、密集市街地を平成 32 年におおむね解消するという住生活基本計画（平成 23 年 3 月閣議決定）の目標を達成する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- ・ 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
 - ・ 適用額：200 百万円（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
- 防災街区整備事業に関する税制上の措置は、法人税に係るものだけでなく、所得税に係るものも措置されており、平成 23 年度においては、同事業に基づき、事業用資産として保有床を取得する法人が少なかったため、適用の実績が僅少であった。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用実績については、平成 23 年度のみである。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
- 本措置の適用対象と見込まれる買換資産の譲渡価額を防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出し、その額から概算取得費により得た取得費を減じ、これに繰延割合及び税率を乗じることにより算出した。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
- 評価書において記載した「地区外」の地区とは、防災街区整備事業が実施される地区を示している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (国32)(法人税:義、所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成26年3月31日)を3年間延長する。(租税特別措置法第65条の7、第65条の9)
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までにおおむね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。</p>

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成28年度までに平成23年度と比べて概ね半減。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進地区内の防災性の向上にも寄与することとなる。
8	有効性等	<p>① 適用数等 平成23年度:3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。</p> <p>② 減収額 圧縮額:200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 圧縮額:17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進地区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23~28年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進地区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~28年度) 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（駅の耐震化率、路線の耐震化率）は、「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。仮に、他の政策手段の効果の影響を大きく受けにくい測定指標の設定が困難な場合は、本租税特別措置等が上記測定指標にどの程度寄与するのかを明らかにする必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成 28 年度末までに、駅の耐震化率が 95%、路線の耐震化率が 94%」と説明しているが、説明の根拠が明らかでないことから、その根拠を明らかにした上で、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明することが必要である。

- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置の創設 (国30)(法人税:義) (地29)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等において整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設に係る特例措置を創設する。 ・乗降客1日1万人以上の駅 ・片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等 ・緊急輸送道路等と交差・並行する線区の高架橋等
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備えて、レジリエンスの観点から地震時における鉄道網の確保を図るとともに、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、より多くの鉄道利用者の安全確保を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令(平成25年国土交通省令第16号)</p> <p>(耐震補強の実施) 第三条 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者は、特定鉄道等施設の地震に対する安全性の向上を図るため、国土交通大臣が告示で定める指針に従って耐震性の向上を図るための補強工事を実施するよう努めなければならない。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>

	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、乗降客1日1万人以上の駅及び片道断面輸送量1日1万人以上の路線の高架橋等の耐震化率を向上させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成28年度末までに駅の耐震化率を95%、路線の耐震化率を93%とする。(平成24年度末における駅の耐震化率は85%、路線の耐震化率は89%である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置を導入することにより、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収でき、経営の安定化が図られることから、施設等の整備に対するインセンティブになることが見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 今後の見込 平成26年度 約30事業者 平成27年度 約30事業者 平成28年度 約30事業者 (事業者からの聴き取りによる)</p> <p>②: 減収額 —</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策が促進されることが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 平成28年度末までに、駅の耐震化率が95%、路線の耐震化率が93%となる見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 鉄道施設の耐震対策については、施設等の整備に多大な費用がかかるが、特例措置が新設されなければ、需要増が見込まれない中で、投下資金を早期に回収することができなくなり、主要駅や高架橋等の耐震対策が遅れることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 特例措置によって投下資金を早期に回収することができ、主要駅や高架橋等の耐震対策が促進される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 税制上の優遇措置の対象となる耐震対策の範囲を、省令により努力義務を課している施設に限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし、必要最小限の措置としている。

【内閣17】

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置は法人税の負担の軽減によって、キャッシュフローが確保され、首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、耐震対策後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、耐震対策を行うインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切且つ明確に役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するための定性的な測定指標（特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する）が設定されているところ、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、交付金による公共事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果が説明されており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する）の実現状況の将来予測について、定性的に「本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される」とされているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の創設 （国31）（法人税：義） （地30）（法人住民税、事業税：義）
		【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が特定技術基準対象施設を耐震改修する際の特例措置を創設する。 （特例措置の内容） 法人税の特例措置 （対象施設） 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設（※） ・外郭施設（護岸等） ・係留施設（岸壁、棧橋等） ・荷さばき施設（荷役機械） ・臨港交通施設（道路、橋梁） ・廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸） ※技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（港湾法第56条の2の21）
3	担当部局	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナートが立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。 このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、航路沿いの民有施設の耐震化を促進する。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留める。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合物流施策大綱（2013-2017）（平成25年6月25日閣議決定） 2.（3）安全・安心の確保に向けた取組（抄）</p>

			「6）大規模地震が発生した際にも港湾機能を維持するために航路機能の確保等の地震・津波対策を推進するとともに、物流、産業、エネルギー供給拠点等の重要施設が隣接しているコンビナート港湾における地震・津波対策と関係者間の連携強化を推進する。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大規模地震発生時における航路機能を確保し、緊急輸送等に迅速に対応する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い全国の重要港湾等の耐震強化岸壁に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進することにより、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られる。	
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成26～28年度) 民間事業者により特定技術基準対象施設の維持管理が行われているところであるが、大規模地震に対する耐震性の確保については多額の資金が必要となることから、取組が十分に進んでいない状況にある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成26～28年度) 本租税特別措置により、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修が促進され、大規模地震発生時における航路機能を維持し、緊急輸送等を迅速に確保することが期待される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成26～28年度) 本租税特別措置が新設されなかった場合には、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽減されず、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されないため、大規模地震発生時における航路機能の確保が図られず、緊急輸送等が困難となることから、市民生活や復旧活動に支障が生じることが懸念される。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成26～28年度) 本租税特別措置によって、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライチェーンの早期復旧が可能となり、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に留めることに寄与するものと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	港湾管理者が管理する航路沿いの護岸等に対し交付金により公共事業を実施しているが、当該事業は公共施設の整備への支援であり、民間事業者が管理する港湾施設を対象とした本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）の増加及び国際物流拠点産業の雇用者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離れている場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成20年度から24年度にかけての国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数を説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに

関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	1件	1社	6893千円
税額控除	2件	2社	6230千円
所得控除	0件	0社	0円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

前回要望時の想定では、平成23年度中の国会において、沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込んでいた。

※国際物流拠点産業集積地域…那覇空港、那覇港周辺地域、中城湾港等を想定。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定との乖離は特段みられないものの、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定は前述④記載のとおり。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、国際物流拠点産業集積地域として、那覇空港・那覇港・中城湾港周辺の4か所が指定され、平成24年度には、所得控除1件、投資税額控除1件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には前述④のとおり、適用実績があったとされている。

【内閣19】

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度20百万円であり、平成24年度の減収額は約16百万円であったため、大きなかい離はみられない。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	6559千円	4701千円	6487千円	7109千円	15613千円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、企業数は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、沖縄の国際物流拠点化や国際物流拠点産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度30百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに260社の立地、5400人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の拡充 (国19)(法人税:義、所得税:外) (地18)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○国際物流拠点産業集積地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加等 ・対象事業に「航空機整備業」を追加等。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成10年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 創設 ○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長 ○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで

<p>7 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十二条 主務大臣は、(略)、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域を国際物流拠点産業集積地域として指定することができる。 2～5 略</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～4項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) 2 沖縄振興の方向</p>
---------------	---

	<p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3) 国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成33年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5400人とする。 ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期 については、同法の期限と合わせ、平成33年度とした。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)の増加 ・国際物流拠点産業の雇用者数の増加</p>
--	--

		<p>※国際物流拠点産業の新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、国際物流拠点産業集積地域は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、国際物流拠点産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄への国際物流拠点産業の集積等は、沖縄における産業及び貿易の振興、沖縄における民間主導の自立型経済の構築等に寄与するものである。</p>																																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>3184千円</td> <td>0円</td> <td>16111千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>5532千円</td> <td>7109千円</td> <td>11505千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「自由貿易地域及び特別自由貿易地域」の実績値。</p> <p>※今後、平年度で所得控除53百万円、投資税額控除17百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>なお、本制度は、指定地域に立地する国際物流拠点産業に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	所得控除	適用件数	2件	0件	1件	控除額	3184千円	0円	16111千円	投資税額控除	適用件数	3件	3件	1件	控除額	5532千円	7109千円	11505千円	特別償却	適用件数	0件	0件	0件	償却額	0円	0円	0円
		平成22年度	平成23年度	平成24年度																														
所得控除	適用件数	2件	0件	1件																														
	控除額	3184千円	0円	16111千円																														
投資税額控除	適用件数	3件	3件	1件																														
	控除額	5532千円	7109千円	11505千円																														
特別償却	適用件数	0件	0件	0件																														
	償却額	0円	0円	0円																														

	② 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>6487千円</td> <td>7109千円</td> <td>15613千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度30百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	6487千円	7109千円	15613千円										
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																	
減収額	6487千円	7109千円	15613千円																	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>沖縄では、那覇空港における国際貨物取扱量が平成20年度の約2千トンから平成24年度の約14万トンへ増加するなど、国際物流拠点の形成が進んでいる状況。また、国際物流拠点産業の立地企業数や雇用者数もそれぞれ平成20年度の39社、627人から平成24年度の50社、699人へ増加しており、国際物流拠点産業のリーディング産業化に向けた動きも進んでいる。</p> <p>しかしながら、沖縄における自立型経済の構築に向けては、高付加価値型のものづくり産業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の立地等をより一層促進していくことが重要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>(過去5年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>39社</td> <td>37社</td> <td>40社</td> <td>47社</td> <td>50社</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>627人</td> <td>634人</td> <td>653人</td> <td>663人</td> <td>699人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>前所要望時(平成23年度)の目標:概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を目指す。</p> <p>※平成23年度の政策評価等での指摘を踏まえ、本年度より、達成目標を企業数及び雇用者数に変更。</p> <p>上述の通り、国際物流拠点産業集積地域における企業数・雇用者数はともに増加している状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間に所得控除7件、投資税額控除9件の活用があったことから、租税特別措置等による効果は一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>高付加価値型のものづくり産業等の国際物流拠点産業の集積が進まず、沖縄における国際物流拠点産業の集積、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	企業数	39社	37社	40社	47社	50社	雇用者数	627人	634人	653人	663人	699人
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度															
企業数	39社	37社	40社	47社	50社															
雇用者数	627人	634人	653人	663人	699人															

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>本制度の前身である自由貿易地域及び特別自由貿易地域(～平成23年度)を含め、平成20年度から平成24年度までに、指定地域における立地企業数(累計)は39社から50社へ、雇用者数は627人から699人へ増加しており、一定の成果が認められることから、本租税特別措置は是認すべきものと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多種多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成23年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（情報通信関連企業数の増加及び情報通信産業就業者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④参照）。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、前回の要望時の見込みの減収額とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑦参照）。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成23年度の情報通信関連企業数及び情報通信産業就業者数について説明しつつ、「相当程度の成果を得ていると判断される」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 【将来の見込み】
- 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
税額控除	5件	5件	293,258千円
所得控除	1件	1件	2,303千円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みは下記のとおりであり、平成24年度には一定の適用があったことから、かい離はないと考えられる。

（前回要望時の見込み）

平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。

※情報通信産業特別地区…那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村等を想定。

情報通信産業振興地域…情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村等を想定。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の所期の想定は④参照。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、情報通信産業特別地区として那覇市、浦添市、うるま市、名護市、宜野座村が、情報通信産業振興地域として情報通信産業特別地区のほか、宜野湾市、宮古島市、石垣市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、南城市、金武町、恩納村、北中城村、中城村、読谷村が指定され、平成24年度には、投資税額控除2件の活用があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、必ずしも多くの活用がなされている状況ではないことから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも適用額が大きくなったもの。

【内閣20】

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは平年度428百万円であり、24年度の減収額は約286百万円であったため、見込みより減少しているが、20年9月のリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等の影響があるものと分析。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、今般の税制改正要望により、取得価額要件の引き下げ等の拡充措置が実現すること、沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン）における達成目標が実現すること等の仮定の下で試算していることから、過去の実績よりも減収額が大きくなったもの。

⑨ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	248百万円	271百万円	259百万円	259百万円	286百万円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、進出企業数は194社から263社へ、雇用者数は16,317人から23,741人へ増加しており、沖縄の情報通信関連産業の集積、それによる雇用創出等が一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑩ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度360百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに440社の立地、4.2万人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充 (国20)(法人税:義) (地19)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。 このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

		<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興地域の指定) 第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。</p> <p>2～5項 略</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事</p>
--	--	---

		<p>務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・情報通信関連企業の進出数を平成 33 年度までに 440 社とする。(平成 24 年度:263 社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成 33 年度までに 4.2 万人雇用とする。(平成 24 年度:23,741 人)</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度としたい。 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p>
--	--	---

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加 <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を決定することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14～24年度 累計26件 <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259百万円</td> <td>259百万円</td> <td>286百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除45百万円程度、投資税額控除940百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>		H22年度	H23年度	H24年度	所得控除	適用件数	0件	0件	0件	控除額	0円	0円	0円	投資税額控除	適用件数	2件	2件	2件	控除額	259百万円	259百万円	286百万円
	H22年度	H23年度	H24年度																					
所得控除	適用件数	0件	0件	0件																				
	控除額	0円	0円	0円																				
投資税額控除	適用件数	2件	2件	2件																				
	控除額	259百万円	259百万円	286百万円																				
	減収額	<p>② 減収額</p> <p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14～24年度 累計26件 <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259百万円</td> <td>259百万円</td> <td>286百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額12百万円程度、投資税額控除による減収額940百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22年度	H23年度	H24年度	減収額	259百万円	259百万円	286百万円														
	H22年度	H23年度	H24年度																					
減収額	259百万円	259百万円	286百万円																					

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標等</p> <p>平成23年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は237社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391億円(平成12年度) → 3,482億円(平成23年度) ○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 23,741人(平成24年度) ○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 263社(平成24年度)
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相</p> <p>—</p>

		当性	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期:平成 23 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（金融特区進出企業数の増加及び金融特区進出企業雇用者数の増加）は、予算措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成 20 年度から 24 年度の金融特区進出企業数及び金融特区進出企業雇用者数について説明しつつ、「企業誘致効果は一定程度あったと考えられる」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「上記達成目標の実現等の仮定の下での試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値並びに当該数値を用いた試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要

がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
投資税額控除	1件	1件	451千円
所得控除	0件	0件	0円

根拠条文：42の9、60、68の13、68の63

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時には、平成23年度中の国会において、沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出されることを見込んでいた。

※「金融業務特別地区」…名護市

上記の前回要望時の見込みとおり、金融業務特別地区として、名護市が（改めて）指定され、平成24年度には、新たに2社が金融特区へ立地している。ただし、平成24年度の適用実績は、所得控除・投資税額控除ともに0であることから、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定は前述（④参照）記載のとおり。

法案の成立後、所期に想定していたとおり、名護市が引き続き金融業務特別地区となり、平成24年度には、新たに2社が金融特区へ立地している。ただし、平成24年度の適用実績は、所得控除・投資税額控除ともに0であることから、想定外に僅少な状況である。今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には前述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは「平年度3百万円」であったが、24年度の減収額は0円であった。今後、企業による制度の活用を促進するとともに、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

【内閣21】

なお、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	0円	199円	10772千円	9078千円	0円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

同期間中に、企業数は9社から15社へ、雇用者数は291人から490人へ増加しており、金融業及び金融関連業の集積や雇用創出、産業振興等は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年度までに30社の立地、770人の雇用者数が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の金融業務特別地区における課税の特例の拡充 (国10)(法人税:義、所得税:外) (地8)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○金融業務特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○金融業務特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成14年度 ・金融業務特別地区 創設 ○平成19年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長 ○平成24年度 ・認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ・法人税の投資税額控除の延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業及び金融関連業(以下、金融業等)は、島嶼県である沖縄の地理的特殊性を克服し得る産業であり、沖縄における産業振興や雇用創出等の面で高いポテンシャルを有していると考えられる。

	<p>このため、金融業等の集積を促進することで、産業振興や雇用創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十四 金融業務 銀行業、証券業、保険業その他の金融業に係る業務であつて政令で定めるもの及び金融業に付随する業務であつて内閣府令で定めるものをいう。</p> <p>第五節 金融業務特別地区 (金融業務特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 主務大臣は、(略)、金融業務の集積を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を金融業務特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>(金融業務特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 前条第一項に規定する金融業務特別地区の区域内において設立され、当該区域内において金融業務に係る事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(5)金融業及び金融関連業</p> <p>金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。</p>
--	---

	<p>このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3)北部振興</p> <p>県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】 ① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数を平成33年度までに30社とする。 ・金融特区進出企業雇用者数を平成33年度までに770人とする。 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融特区進出企業数の増加 ・金融特区進出企業雇用者数の増加 <p>※金融特区における新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、金融特区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを与え、金融業等を集積させるためのものであり、企業はそれらの措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成24年7月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が金融特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p>
	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄への金融業等の集積等は、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>541千円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>10610千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は平年度で所得控除0.5百万円、投資税額控除5百万円程度の適用を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本制度は、特区に立地する金融業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	所得控除	適用件数	1件	0件	0件	控除額	541千円	0円	0円	投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件	控除額	10610千円	9078千円	0円
			平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
		所得控除	適用件数	1件	0件	0件																			
控除額	541千円		0円	0円																					
投資税額控除	適用件数	2件	1件	0件																					
	控除額	10610千円	9078千円	0円																					
② 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>10772千円</td> <td>9078千円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で5百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	10772千円	9078千円	0円																
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
減収額	10772千円	9078千円	0円																						
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>金融特区においては、平成24年度時点で15社の金融業等が立地し、490人の雇用を生んでいることから、一定程度の成果があったと考えられるものの、自立型経済の構築に向けては、より一層の企業立地や雇用創出が必要な状況であり、一層の振興が求められているところ。</p>																								

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>(過去5年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>9社</td> <td>11社</td> <td>13社</td> <td>14社</td> <td>15社</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>291人</td> <td>430人</td> <td>550人</td> <td>478人</td> <td>490人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標:平成28年度までに、金融業及び金融関連産業の集積(20社)、新たな雇用者の増加(600人)の達成</p> <p>過去5年間の実績では、金融特区における企業数・雇用者数は、目標達成に向け、ともに増加してきている状況。また、立地企業による租税特別措置の利用状況を見ると、同期間の間に所得控除2件、投資税額控除3件の活用があったことから、租税特別措置等による企業誘致効果は一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けてはより多くの企業立地や雇用創出等が必要であり、今後も一層の振興が求められているところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>金融業等の集積や雇用創出が進まず、自立型経済の構築等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H33)</p> <p>平成20年度から平成24年度までの5年間に、区内の立地企業は9社から15社へ、当該企業の雇用者数も291人から490人へ増加しており、一定の成果が認められることから、税収減を是認できる効果があったと考えられる。また、今後も、より効果的に活用される制度とすることで、より多くの企業立地や雇用創出等が見込まれることから、将来においても、本租税特別措置は是認すべきものであると考えられる。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	企業数	9社	11社	13社	14社	15社	雇用者数	291人	430人	550人	478人	490人
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度													
		企業数	9社	11社	13社	14社	15社													
雇用者数	291人	430人	550人	478人	490人															
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>金融業等は、他の業種と比較しても、ビジネス環境の変化が速い業種であるため、各企業には、当該環境の変化に応じた機動的な設備投資等が求められる。従って、そうした金融業等へ効果的にインセンティブを与え、金融特区への立地や設備投資を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で利用可能な税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、金融特区制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、金融業等の集積や雇用促進、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる</p>																		

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価実施時期：平成 23 年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（沖縄県の製造品出荷額等の増加）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ④⑦ 本租税特別措置等の適用件数、適用額及び減収額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかが離している場合には、かき離の原因を分析する必要がある（＜点検結果表の別紙＞④及び⑦参照）。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成22年度の沖縄における製造品出荷額等について説明しつつ、「租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる」と記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の用件数及び適用額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成23年度の適用実態調査結果

	適用件数	適用法人数	適用総額
特別償却	3件	3社	50877千円
税額控除	16件	16社	341057千円

根拠条文：42の9、45、68の13、68の27

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述の適用実績があったとされている。他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時の見込みとしては、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。自身の産業高度化地域の適用実績等を踏まえても、当該数値は当初の見込みどおりと考えられる。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の見込みは、前述④記載のとおり、産業イノベーション（仮称）地域内において年平均240億円程度の設備投資を想定。

適用数等については記載がないものの、平成24年度においては、27件の事業認定、15件の投資税額控除（控除額227,817千円）、1件の特別償却（償却額17,170千円）の活用実績があった。したがって、想定外に僅少な状況ではないが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的かつ多く活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく調査によれば、平成23年度には上述（④参照）の適用実績があったとされている。

他方で、当該調査では1年度分の実績しか示すことができないこと、これまでの事前評価において用いた数値との連続性も考慮したことなどから、本事前評価書においては、過去3年度分の実績を示すことが可能な県のアンケート調査を用いている。

なお、前回要望時（平成24年度税制改正）の減収額見込みは506百万円であったが、24年度の減収額は233百万円であった。これは、当時の要望内容のいくつかが実現されなかったこと、平成24年度が制度創設初年度であったこと等に起因するものと考えられる。

また、租特透明化法に基づく調査と県のアンケート調査の間の適用数等のかい離については、県の調査結果が、データの制約上、企業からの回答や地方税の実績等からの推計値であり、租特透明化法調査とは算出方法が異なることから生じているものと考えられる。

【内閣22】

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成20～24年度の減収額は下記のとおり。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
減収額	215485円	283704円	229039千円	328961千円	232968円

（沖縄県による企業アンケート調査より）

工業統計調査等によれば、平成20年から23年の間に、沖縄県の製造品出荷額等は、1.00倍となっている（下図参照）。これは、世界的な不況等の影響で全国の数値が0.85倍に落ち込んでいることや、沖縄県の島しょ性・歴史等を踏まえれば、一定の成果が上がっている状況といえ、税収減を是認する効果があったと考えられる。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	2011/2008
全国	3,355,788億円	2,652,590億円	2,891,077億円	2,849,688億円	0.85倍
沖縄県	6,043億円	5,481億円	5,655億円	6,047億円	1.00倍

出典：2010年までの値は「工業統計調査」、2011年の値は「経済センサス活動調査」

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

今後は、平年度280百万円程度の減収額を見込まれるものの、租税特別措置等により、平成33年までに製造品出荷額等が1.5倍となり、製造業等の発展が実現されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充 (国21)(法人税:義、所得税:外) (地20)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	(1)国税 ○産業高度化・事業革新促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象資産の追加 ・対象資産に「研究開発用の器具・備品」を追加。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 (2)地方税 ○産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○平成14年度 ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

	<p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域 三 略 3～7 略</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高</p>
--	--

	<p>度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (4)産業イノベーションの推進 沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。 沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成24年比で1.4倍へ増加させる。 ※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。 (データ(工業統計調査)の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした) ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・沖縄県の製造品出荷額等の増加 ※「製造品出荷額等」は経済産業省の工業統計調査の数値を使用。</p>
--	--

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の優位性・潜在性を活用した産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図ることは、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>223258千円</td> <td>328961千円</td> <td>227817千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>19270千円</td> <td>0円</td> <td>17170千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「産業高度化地域」の実績値。 ※「適用件数」については、認定された実施計画単位で計算しているが、1法人が複数の認定を受けている事例もあることから、法人数とは一致しない。 ※今後、平年度で投資税額控除275百万円、特別償却21百万円程度の適用を見込む。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本地域制度は、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件	控除額	223258千円	328961千円	227817千円	特別償却	適用件数	1件	0件	1件	償却額	19270千円	0円	17170千円
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																					
投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件																				
	控除額	223258千円	328961千円	227817千円																				
特別償却	適用件数	1件	0件	1件																				
	償却額	19270千円	0円	17170千円																				
	②: 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>229039千円</td> <td>328961千円</td> <td>232968千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で280百万円程度の減収額を見込む。 ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	229039千円	328961千円	232968千円														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																					
減収額	229039千円	328961千円	232968千円																					
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>沖縄では、バイオベンチャー企業が、平成24年に平成14年比で3倍近く増加しており、また、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の立地や企業との共同研究等の動きもみられるなど、沖縄の地域資源を生かしたイノベーション創出に資する環境が整いつつある。他方で、県内総生産に占める製造業の割合は未だ4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況。</p>																						

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標:沖縄県の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。 ※上記目標設定後に沖縄県により作成された沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)において、同出荷額を1.4倍とする目標が設定されたことから、今回要望より当該目標への修正を行った。</p> <p>最新の工業統計調査(平成22年実績)によれば、沖縄における製造品出荷額等は、平成14年比で0.99倍となっている。ただし、これは世界的な同時不況によるものであると予想され、平成20年には1.06倍となっているなど、トレンドとしては一定程度の増加が見られる。また、平成14年度から平成24年度までに、租税特別措置は投資税額控除176件、特別償却36件の活用があったことから、租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、県内総生産に占める製造業の割合は4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は未だ脆弱な状況であることから、今後も、租税特別措置等による一層の振興が必要な状況。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26~H29)</p> <p>本土から遠隔にあること等の産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性から、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積・発展、設備投資や研究開発等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H26~H33)</p> <p>平成14年度から平成24年度までに、投資税額控除は176件、特別償却は36件の活用があり、この間、沖縄県の地域資源等を活用したバイオベンチャー企業数が3倍近くに増加していることなどから、当該税制措置は沖縄県における自立型経済の発展に寄与しており、是認すべきものと考えられる。また、近年では、こうしたバイオベンチャー企業に加え、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の集積も進んでおり、今後、沖縄県の優位性・潜在性を活かしたイノベーションがより期待されることから、将来においても、本税制措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>産業高度化・事業革新促進地域においては、機械修理業、デザイン業、商品検査業等、多様な業種を産業高度化・事業革新促進事業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資等を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本地域制度においては、事業認定等のスキームを通じて、沖縄にお</p>

		ける産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成23年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度の沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客1人当たりの平均滞在日数及び観光客1人当たりの県内消費額を記載しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 減収額と効果を対比して説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

■平成24年度税制改正要望時の達成目標

平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000万円、平均滞在日数4.28日の達成。

（次期法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%（対平成22年度実績比）を目指すものとして、算出されたもの。

・入域観光客数：1,000万人、観光収入：1兆円、1人当たりの観光消費額：10万円、平均滞在日数：4.78日

■平成24年度の実績（沖縄県統計資料）

- ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人）
- ・観光収入：3,997億円
- ・観光客1人当たりの平均滞在日数：3.75日
- ・観光客1人当たりの県内消費額：67,459円

上記目標の達成がなされていない主な理由として、海外旅行地との競合や夏場の繁忙期に来襲した台風、尖閣諸島関連の影響等により伸び悩んでいるものと考えられる。

沖縄県において観光産業は県外受取の約2割を占める基幹産業であるところ、県内の観光関連事業者の約9割は中小企業であるため、観光事業に対する設備投資を行うことが難しいのが現状。

本制度の課税特例措置における要件緩和により、中小観光関連産業にも設備投資によるインセンティブを付与し、小規模であっても沖縄観光の魅力を向上させる自然・文化体験型観光関連施設、ボトム期の底上げも期待される温泉保養施設等の新設・増設を促すことにより、社会情勢や気象変化といった外的要因の影響があったとしても、上記目標の達成に寄与する産業体制を構築できるものと考えられる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

《地方税（法人住民税）の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：582千円

※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：附則第23、292

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定では、1年間に5施設の新設・増設を見込んでいた。

平成24年度に公布施行された沖縄振興特別措置法により創設された本地域制度は、制度運用から間もなく、沖縄県内の観光関連事業者にとって課税特例措置の適用の要件が厳しいものとなっているため、適用実績が少ない状況となっているが、今般の税制改正要望を実現させることで、より効果的に活用される制度の実現を図りたい。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

《法人税の適用実績》

■平成22年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

■平成23年度

適用件数：2件 適用者数：2者 適用額：3,364千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」による把握

■平成24年度

適用件数：0件 適用者数：0者 適用額：0円

根拠条文：42の9、68の13

《地方税（法人住民税）の適用実績》

上述④記載のとおり。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本地域制度に係る法人税の課税特例措置は、減価償却資産の取得価額が5,000万円超の規模の事業につき、事業年度の法人税額から当該減価償却資産の取得価額に規定の控除率を乗じて算出した金額の合計額を控除するもの。（租税特別措置法第42条の9及び同法第68条の13を参照。）

よって、法人税の減収額が本地域制度における国税の課税特例適用額となるものである。

なお、今般の税制改正要望については、事項要求とした上で、要望内容の詳細は今後検討していくこととしているため、現時点において要望事項として決定している法人税及び法人住民税のみ減収額の算定をすることとした。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成10～24年度における国税（法人税）・地方税（法人住民税）の減収額は下記のとおり。

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
法人税	0千円	0千円	0千円	5,260千円	161,385千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	910千円	27,920千円

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法人税	2,518千円	0千円	0千円	0千円	0千円
法人住民税	436千円	0千円	0千円	0千円	0千円

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法人税	0千円	0千円	0千円	3,364千円	0千円
法人住民税	0千円	0千円	0千円	582千円	0千円

（沖縄県による企業アンケート調査、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成23年度）」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（平成23年度）」より）

【内閣23】

同期間中に、入域観光客数は422万人から592万人へ、観光収入は3,527億円から3,997億円へ、観光客1人当たりの平均滞在日数は3.76日から3.75日へ、観光消費額は83,578円から67,459円へ増加しており、沖縄県の観光振興は一定程度実現していることから、税収減は是認すべきと考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

今後は、平年度5百万円程度の減収額が見込まれるものの、課税特例措置により、平成33年度までに入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、観光客1人当たりの平均滞在日数5日、観光消費額100,000円が達成されれば、税収減は是認すべきと考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄振興一括交付金によっても企業による設備投資を促すことは可能であるが、補助金等にみられるような、自己資金による設備投資ではないことに起因する過剰投資や無駄使い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もある。

課税特例措置を設けることにより、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、上記のようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄県における民間主導の自律的経済の構築に資することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充 (国22)(法人税:義) (地21)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	【特例措置の内容】 (1) 国税 ○観光地形成促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 ・今後検討される予定の設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ ・対象資産の下限取得価額を引き下げ。 ※機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物の下限取得価額を5,000万円から1,000万円に引き下げる。 ○対象施設要件 ・対象施設の床面積等に係る要件を緩和。 (1)建物及びその附属設備に係る床面積の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2)構築物に係る取得価額の全体に占める割合の要件を2分の1以上から10分の1以上へ引き下げる。 (2) 地方税 ○観光地形成促進地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、法人住民税(法人税割)についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加) 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度の創設
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (沖縄振興計画) 第四条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。 (略) 二 産業の振興に関する事項 第三章 産業振興のための特別措置 (観光振興計画の作成等) 第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。 2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域 三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容 3~8 (略) (課税の特例) (課税の特例) 第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>
--	---

	<p>2 (略) ■沖縄振興基本方針 (抄) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。 III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (2)観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一體的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策:11「沖縄政策の推進」 施策:①「沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成28年度の沖縄県における入域観光客数800万人(うち外国人客数120万人)、観光収入7,500億円、観光客一人当たりの平均滞在日数4.73日、観光客一人当たりの県内消費額93,750円 ※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値。 なお、沖縄県においては、沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)にて、上記指標における5年後、10年後の達成目標を示しており、指標ごとに各年度における増減及びその要因を分析し、沖縄県の統計資料において公表している。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄県における入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 観光産業の振興が図られ、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加により、沖縄県の自立型経済の発展に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>■平成 22 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p> <p>■平成 23 年度 法人税 適用件数:2 件 適用者数:0 者 適用額:3,364 千円(※) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 23 年度)」による把握</p> <p>■平成 24 年度 法人税 適用件数:0 件 適用者数:0 者 適用額:0 円</p>
		② 減収額	<p>■法人税の減収見込額</p> <p>①平成 10 年度から平成 24 年度(15 年)までに新增設された特定民間観光関連施設は 43 施設あり、以下の算定により、年間で約 3 施設増加する見込み。 43 件÷15 年≒3 施設 (年間約 3 施設増加すると考える。)</p> <p>②平成 22 年度から平成 24 年度までの法人税控除適用実績は、適用施設数 2 施設、適用額 3,364 千円である。よって、以下の算定により、1 施設につき 1,682 千円の法人税控除の適用があると考え。 3,364 千円÷2 施設=1,682 千円 ※適用施設数・適用額の内訳 適用施設数:2 施設 適用額:3,364 千円</p> <p>③以下の算定により、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける平年度の減収額は 5,046 千円。 1,682 千円×3 施設=5,046 千円</p> <p>■地方税の減収見込額 ・法人住民税 以下の算定により、法人住民税の減収額は 873 千円。 法人税減収見込額 5,046 千円×税率 17.3%=873 千円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度) 平成 24 年度の実績(沖縄県統計資料) ・入域観光客数:592 万人(うち外国人観光客数:38 万人) ・観光収入:3,997 億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数:3.75 日 ・観光客一人当たりの県内消費額:67,459 円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成 24 年度は、対前年度比で入域観光客が約 40 万人増加、観光収入が約 214 億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 28 年度) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)及び沖縄振興基本方針(平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定)において目指す沖縄の自立型経済の発展等に支障が生ずる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 28 年度) 地域の特色を活かすような観光関連施設等が増加し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月に事前評価を行っている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（幼保連携型認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国14)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外)</p> <p>(地12)(法人住民税、事業税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成27年4月を想定して準備作業を進めているところ。</p> <p>○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定子ども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当</p> <p>担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111</p> <p>担当補佐 坂本 眞一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501</p> <p>担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>—</p>

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>幼保連携型認定こども園の増加数</p>	

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>															
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年4月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成22年4月	532	241	平成23年4月	762	406	平成24年4月	909	486	平成25年4月	1099	594
			認定こども園の数	うち幼保連携型の数														
平成22年4月	532	241																
平成23年4月	762	406																
平成24年4月	909	486																
平成25年4月	1099	594																
	② 減収額		<p>—(ただし、幼保連携型認定こども園は、現行(法施行前)の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。)</p>															
	③ 効果・達成目標の実現状況		<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) 8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- ・本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（認定こども園の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（認定こども園への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園が幼稚園や保育所と同様に教育・保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園のみに補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置 (国15)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地13)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定子ども園の一類型である「幼保連携型認定子ども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定子ども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○①に関しては、今般の認定子ども園法の改正により、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園についても、幼保連携型認定子ども園と同様に、認定に当たっての基準や欠格要件を追加し、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認定しなくてはならない仕組みとしたことに加え、施設型給付の対象として法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するとの高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○以上を踏まえ、幼保連携型以外の認定子ども園の教育・保育機能部分について、現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111 担当補佐 坂本 真一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501 担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>—</p>

6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、 ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(改正後) (目的) 第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 12. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③子ども・子育て支援の総合的推進</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p>

		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 認定こども園の増加数																																		
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 認定こども園が増加することにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。																																		
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】 近年、認定こども園の認定件数は次のとおり、推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認定件数</th> <th colspan="4">類型別の内訳</th> </tr> <tr> <th>幼保連携型</th> <th>幼稚園型</th> <th>保育所型</th> <th>地方裁量型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22.4.1</td> <td>532</td> <td>241</td> <td>180</td> <td>86</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H23.4.1</td> <td>762</td> <td>406</td> <td>225</td> <td>100</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H24.4.1</td> <td>909</td> <td>486</td> <td>272</td> <td>121</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>H25.4.1</td> <td>1099</td> <td>594</td> <td>317</td> <td>155</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>②: 減収額</p> <p>—</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—) 認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—) 非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p>		認定件数	類型別の内訳				幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	H22.4.1	532	241	180	86	25	H23.4.1	762	406	225	100	31	H24.4.1	909	486	272	121	30	H25.4.1	1099	594	317	155	33
	認定件数	類型別の内訳																																		
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型																															
H22.4.1	532	241	180	86	25																															
H23.4.1	762	406	225	100	31																															
H24.4.1	909	486	272	121	30																															
H25.4.1	1099	594	317	155	33																															

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—) —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、同様に法的責任を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は、認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税、法人住民税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（小規模保育事業等の事業者の増加数）は、補助事業等、他の政策手段の効果及び他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定量的に予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みを明らかにする必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進する）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

子ども・子育て支援新制度においては、基準を満たした教育・保育施設・地域型保育事業に対し、子どもが受ける教育・保育サービスの対価として給付を行うことになっている。また小規模保育等が保育所と同様に保育を行うというその高い公益性から同等の税制措置を行うことを求めるものである。

租税特別措置等以外に、小規模保育等のみ補助金を交付する等の政策は現実的ではなく、本租税特別措置等で幼稚園及び保育所と同等の税制措置をとる必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置 (国16)(法人税:義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税:外) (地14)(法人住民税:義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。</p>
3	<p>担当部局</p> <p>担当:政策統括官(共生社会政策担当)付 少子化対策担当 担当参事官 長田 浩志(内線 44160) 代表TEL03-5253-2111 担当補佐 坂本 真一(内線 45950) 直通TEL03-3581-2501 担当者 佐藤 純一(内線 45955) F A X 03-3581-2521</p>
4	<p>評価実施時期</p> <p>平成25年8月</p>
5	<p>租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p> <p>-</p>
6	<p>適用又は延長期間</p> <p>-</p>

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>③子ども・子育て支援の総合的推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。
		② 減収額	—

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》	事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると思われる。
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》	—
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》	非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくことが強く期待される。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月	

